

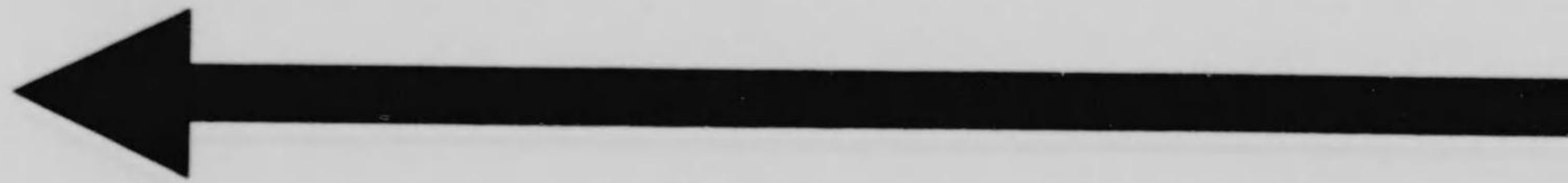
378

199

勤儉貯蓄奨励資料 第一

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



378  
199

大正十年三月

勤儉貯蓄獎勵資料

第一

島根縣簸川郡役所

378-199

一、民力の涵養民資の増殖は地方開發國運進暢の基礎にして我國  
刻下の急務なり

二、民力の涵養と云ひ民資の増殖と謂ひ要するに其の作爲する所  
の根柢は勤儉力行の力に須つもの多し

三、勤儉力行を體現し之を永續的ならしむるには先づ勤儉の氣風  
を作興し相互振勵の力を藉るを必要とす

四、即ち本書は勤儉貯蓄獎勵委員及有志の勸奨誘導等不斷の努力  
を請ふの資料として輯録したるものなり

大正十年三月

島根縣 藤川 郡役所

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ  
共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ  
トヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内  
國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ  
業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ庶意相  
誠メ自彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ  
如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕  
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘  
ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ



御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

明治天皇御製

家ごみてあかぬことなき身なりさも

人の務めをおこたるなゆめ

ごもすれば浮き立ちやすき世の人の

心のちりをいかでほらはむ

# 勤儉貯蓄獎勵資料

## 目次

### 第一 勤儉貯蓄關係訓令其他

- 一、勤儉貯蓄獎勵に關する四大臣訓示……………一
- 二、勤儉貯蓄に關する四大臣訓令……………二
- 三、戦後民力涵養に關する内務大臣訓令……………三
- 四、時局に對する本縣知事告諭……………五
- 五、民力涵養に關する本縣知事訓令……………八

### 第二 勤儉貯蓄獎勵關係施設

- 一、勤儉貯蓄獎勵及防貧施設方法……………九
  - 其一、勤儉貯蓄獎勵方法……………九
  - 其二、防貧施設方法……………一
  - 其三、報告事項……………二
- 二、勤儉貯蓄獎勵方法……………二

三、勤儉貯蓄獎勵委員の配置	二一
四、勤儉貯蓄獎勵及防貧施設關係規約	三四

### 第三 勤儉貯蓄の状況

一、郡内勤儉貯蓄の状況	三八
二、町村別勤儉貯蓄の状況	三九
(一) 組合数及貯金額	三九
(二) 貯蓄種別	四一
イ、産業組合に於て設けたる勤儉貯蓄組合	四一
ロ、單獨に設けたる勤儉貯蓄組合	四三
ハ、學 校	四五
ニ、在郷軍人會	四七
ホ、青年會	五〇
ヘ、婦人會	五二
ト、戸主會	五四

チ、部落農會其他	五六
リ、一般貯金	五八

(三) 勤儉貯蓄額戸口當	六〇
附 町村別勤儉貯蓄額一人當圖表	

### 第四 勤儉貯蓄の事例

一、國富村に於ける勤儉貯蓄獎勵並防貧施設の概要	六三
(一) 大黒貯金組合	六三
(二) 恒産貯金	六四
(三) 地主會規約貯金	六八
(四) 地主會施設の善種金及永安家資金	六九
(五) 産業組合貯金	七五
二、鳥取縣西伯郡渡村に於ける家産貯金	七六
三、小直瀧元組合の勤儉貯蓄勸奨	九七

四、篤農家大庭政世氏の勤儉獎勵と部落改善……………八〇

第五 統計上より觀たる貯金の趨勢……………八〇—一二

# 勤儉貯蓄獎勵資料

## 第一 勤儉貯蓄關係訓令其の他

### 一、勤儉貯蓄獎勵に關する四大臣訓示

應 府 縣 長 官

今次歐洲戰爭ニ際會シ我國ニ於テハ海外輸出ノ激増ニ伴ウテ諸種ノ産業勃興シ延イテ一般經濟界ノ活氣ヲ帶フルニ至レルハ最モ喜フヘキ現象タリ然レトモ一時ノ好況ニ狃レテ自ラ奢侈ニ流レ遂ニ將來ノ長計ヲ忘却スルカ如キコトアラソカ是レ寧ロ禍根ヲ貽スモノニシテ誠ニ寒心スヘシ現ニ列國ハ何レモ國連ヲ賭シテ干戈ヲ動シツ、アルニ拘ラス戰後ノ經營ニ關シテハ豫メ準備ヲ怠ラス今ノ時ニ方リ帝國ノ地歩ヲ確立シテ重キヲ爲サント欲セハ須ラク中外ノ情況ヲ察シ國民ヲシテ益々勤儉ノ風ヲ獎メ質實ノ俗ヲ養ヒ冗費ヲ節シ餘資ヲ積ミ以テ他日ノ用ニ供セシムヘシ各位克ク此ノ趣旨ヲ體シテ治ク管内ニ諭示シ部下ノ諸僚ヲ督シテ銳意事ニ從フヘキハ勿論他ノ地方官署、公職諸員竝ニ有志者ト相提携シ各種團體ト聯絡ヲ保チ最善ノ方法ニ依ツテ民資充實ノ計ヲ立テ以テ事業ノ根柢ヲ鞏固ニシ更ニ進ンテ將來ニ活用スヘキ生産資金ノ増殖ヲ圖ラシメ愈々地方ノ開發國連ノ伸張ニ資センコトヲ務メラルヘシ

右訓示

大正六年五月二日

## 二、勤儉貯蓄に關する四大臣訓令

廳 府 縣 長 官

勤儉ノ風ヲ獎メ質實ノ俗ヲ興シ冗費ヲ節シ以テ其ノ餘資ヲ積マシムルハ國民生活ノ基礎ヲ安定ナラシメ進テ將來ニ活用スヘキ生産資金ノ充實ヲ期スル所以ニシテ平時風ニ力ヲ致ササルヘカラス而シテ國歩重要ノ時局ニ處シテ之カ必要更ニ一層ノ切ナルヲ感セスムハアラス是レ曩ニ勤儉貯蓄ノ獎勵ニ關シ訓示セル所以ニシテ爾來之カ實績ニ徴スルニ一般銀行預金ハ著シク其ノ額ヲ増加シ殊ニ郵便貯金ノ如キ最近五億四千万圓ノ多キニ達シ簡易生命保險亦創業僅ニ二年ニシテ其ノ契約件數百餘万件ヲ算スルニ至レル等最モ喜フヘキ傾向ヲ示セリ然レトモ一般國民殊ニ各種勞働者ノ生活狀況ニ察スルニ所得ノ著シク増加セルニ拘ハラス其ノ餘資ハ將來生活上ノ安定ニ供スヘキ蓄積ニ充テラルコト少ク却テ享樂ニ徒費セラルルノ風ナキニアラス如此ハ戰後ノ將來ニ處シテ健全ナル國家ノ伸暢ヲ期スル所以ニアラス今ヤ世界ノ大戰亂モ漸ク休戰ノ時期ニ入りテ平和ノ克復ヲ見ル亦方ニ近キニアルヘク列國カ其ノ緊張セル氣分ヲ移シテ今後更ニ全幅ノ力ヲ國力ノ恢復ニ傾倒シ輸贏ヲ平和ノ經

濟場裡ニ爭ハントスルハ正ニ必然ノ事タルヘク我國民ハ自重自制今ニ於テ之ニ處スルノ覺悟ナカルヘカラス乃チ此ノ際一般國民ニ對シテ更ニ一層自覺的消費ノ節約ヲ促シ餘財ヲ蓄積シテ生産資金ノ増殖ヲ圖リ以テ戰後ノ經營ニ資スルト共ニ一面生活ノ安定ヲ期スルハ極メテ必要ノコトタリトス各位宜シク此ノ趣旨ヲ體シ其ノ實果ヲ收ムルニ最善ノ努力ヲ致シ地方ノ開發國運ノ伸暢ヲ圖ルニ於テ遺算ナキヲ期セラルヘシ

大正七年十一月二十六日

內務大臣	床次竹二郎
大藏大臣	男爵 高橋 是清
逓信大臣	野田卯太郎
農商務大臣	山本達雄

## 三、戰後民力涵養に關する內務大臣訓令

廳 府 縣 長 官

內務省訓令第九十四號

不肖就任ノ初メ深ク時局ノ重大ナルヲ念ヒ戰時並戰後ノ將來ニ資スヘキ所見ノ大要ヲ提示シテ各位ト共ニ鞠躬努力以テ報效ノ誠ヲ竭サムコトヲ期シタリ爾來茲ニ五閱月大戰漸ク其ノ跡ヲ收メムトスト雖戰後ノ世局ハ彌々多端ヲ加ヘ時運ノ進轉ハ更ニ帝國ノ地歩ヲシテ一層其ノ重キヲ爲スニ至ラシメタリ今之ヲ列國ノ籌劃スル所ニ察スルニ舉國激勵相競ウテ何レモ戰時ノ瘡痍ヲ醫シ進テ宇內

一、新ノ文化ヲ再造セムトスルニ是レ急ナラサルハナク新銳ノ意氣方ニ磅礴タルヲ觀ル乃チ我國民ノ此ノ時運ニ處スル一ニ各自ノ自制ニ依リテ犧牲奉公ノ精神ヲ發揮シ相率キテ益々國體ノ精華ヲ顯揚スルニ勉ムルト共ニ勤儉能ク產ヲ治メテ生活狀態ノ改善ヲ圖リ彼此相濟ケテ克ク協同調和ノ實ヲ舉クルヲ期スヘク享樂徒ニ費チ糜シ輕躁動モスレハ常軌ヲ逸スルカ如キ苟モ健全ナル國家ノ進歩ヲ阻礙スルモノニ在リテハ深ク之ヲ戒メ官民一致相策勵シテ須ラク新興ノ方ヲ確立スル所ナクンハアラズ若夫レ戰後經營ヲ體現スルノ途ニ至リテハ各方面ニ亘リテ自ラ多様ナルヲ免レスト雖民力涵養ノ方面ヨリ著眼シテ此ニ其ノ根柢タルヘキ要綱ヲ舉ケ重ネテ庶幾スル所ヲ示サムトス

一、立國ノ大義ヲ闡明シ國體ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國家觀念ヲ養成スルコト

一、立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犧牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト

一、世界ノ大勢ニ順應シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト

一、相互諧和シテ彼此共濟ノ實ヲ舉ケシメ以テ輕進妄作ノ憾ミナカラシムルコト

一、勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト

凡ソ此等ノ諸項一トシテ優秀ナル國民性ヲ鑄成スル要素ニアラサルナシ而カモ之ヲ普及セムトスルニ當リテハ必スヤ各人ノ自覺ヲ促スヲ先トシ更ニ之カ徹底ヲ期スルニ際シテハ正ニ官民ノ一致協力ニ須ツヘキヤ論ナシ各位克ク此ノ趣旨ヲ體シ大勢ヲ時ノ進ムニ稽ヘ民心ヲ機ノ動クニ察シ善導啓發地方ノ實情ニ適應スル方策ヲ講シ最善ノ努力ヲ致シテ時代ノ要求スル所ニ副ハレムコトヲ望ム

右訓令ス

大正八年三月一日

內務大臣

床次竹二郎

#### 四、時局に對する本縣知事告諭

島根縣告諭第一號

歐洲ノ戰亂既ニ五歳ニ亘リテ戰局ノ前途猶未タ逆賭スヘカラサルモノアリ此ノ時ニ方リ我カ帝國ハ金甌ヲ東海ニ全ウシ興國ノ機運隆々トシテ旭日昇天ノ勢ヲ呈ス國家ノ慶福焉ソ之ニ過キン然ルト雖徒ニ聖世ノ和平ヲ謳歌シ驕奢安逸ニ耽ルカ如キハ長ニ此ノ慶福ヲ享受スル所以ニアラス歐洲交戰國カ各々其ノ國運ヲ賭シテ于戈ヲ交フルノ時ニ當リ尙且ツ汲々トシテ戰後ノ經營ニ腐心努力シツツアルカ如キ亦以テ戒鑑ヲ爲スニ足ル我國民タルモノ宜シク上下其ノ心ヲ一ニシ官民其ノ力ヲ協セ國家百年ノ大計ニ留意シテ各々其ノ職分ニ盡瘁シ以テ千載一遇ノ機運ニ酬ユルノ覺悟ナカルヘカラス祭祀ハ政教ノ本ツクテ所敬神尊祖ハ孝敬ノ大義ニシテ國體ノ淵源實ニ茲ニ在リ老ヲ敬ヒ幼ヲ恤ミ善ヲ賞シ弱ヲ扶クルハ民風ヲ醇化シ世道人心ヲ善導スル所以ニシテ實ニ我國固有ノ美風タリ然ルニ方今物質的文明ノ進歩ト世界的思潮ノ變動トニ伴ヒ人心動モスレハ輕佻ニ趨リ風氣漸ク衰頽ニ傾カントスルハ洵ニ邦家ノ深憂タリ宜シク各自相戒メ倍々我國民性ノ長所ヲ發揮シ敬虔醇厚ノ氣風ヲ涵養セムコトヲ期スヘシ

教育ノ方針ハ教育勅語ノ示シ給フ所炳トシテ日星ノ如シ是レ皆國民ノ俱ニ遵守スヘキ所ニシテ必スシモ學校ノ生徒兒童ノミニ限ラサルハ言ヲ俟タス我國民タル者各々聖旨ヲ奉體服膺シテ居常實踐躬



行ニ努メ學校家庭ノ聯絡ヲ緊密ニシ益々國民道德ノ向上ヲ期スルト共ニ又一面科學的智識ト自發的精神ノ發達ヲ促スハ實ニ刻下喫緊ノ事ニ屬ス殊ニ將來國家ノ中堅タルヘキ青年ノ教養ニ關シテハ須ラク雄大ナル理想ト堅實ナル志操トヲ練磨シ以テ義勇奉公ノ念ニ厚カラシムコトヲ要ス

地方自治ノ發達ハ國運發展ノ樞軸タリ而シテ之カ發達ハ住民各自ノ獨立自尊ノ氣象ト結合服從ノ精神トノ完全ナル調和ニ俟タサルヘカラス自治制ノ施行以來既ニ二十五年其ノ經驗ニ於テ敢テ乏シキヲ憂ヘス宜シク其ノ利弊ノ在ル所ヲ顧リミ公私兩全ノ方向ヲ辿リ克ク地方自治ノ本義ヲ體シテ眞摯其ノ事ニ當リ一致協同以テ公共ノ福利ヲ增進シ範ヲ後世子孫ニ貽シテ其ノ紹クヘキノ業ヲ成サムコトヲ期スヘシ

國力ノ充實ハ産業ノ發達ニ因ルモノ多キハ言フ俟タズ輒近時局ノ影響ハ内各種産業ノ隆昌ヲ致シ外通商貿易ノ伸展ヲ來シ惹イテ一般經濟界空前ノ盛況ヲ呈スト雖目前ノ好況ニ眩惑シテ將來ノ籌策ヲ忽ニスルカ如キコトアラムカ邦家ノ前途轉タ寒心ニ堪ヘサルモノアラムトス宜シク今ニ於テ浮華輕佻ノ風ヲ矯メ深ク濫費ヲ戒メ或ハ生産資金ヲ蓄積シテ事業ノ根柢ヲ鞏固ニシ或ハ科學ノ應用ニ努メテ生産力ヲ旺盛ナラシメ或ハ産業ノ組織ヲ改善シテ能率ヲ增進ヲ促シ或ハ自給自足ノ策ヲ樹テテ經濟ノ安固ヲ圖ル等時運ニ應スルノ計劃ヲ立テ以テ戰後經營ニ處スルノ途ヲ謀マルナカラムコトヲ要ス

竊ニ歐洲戰亂ノ實驗ニ徴スルニ今ヤ各國民間ノ國家的及社會的競爭心ハ今回ノ戰爭ニ依リテ幾多ノ新ナル刺戟ヲ受ケ且ツ漸次ニ教養訓練セラレテ愈々其ノ深刻ヲ極ムルト同時ニ其ノ競爭ノ形式ハ益々組織的トナリ學術的ト爲リ而シテ之ヲ貫クニ熱烈ナル愛國的精神ヲ以テスルニ至レルハ何人モ疑フヘカラサル顯著ノ事實ニシテ組織ノ良否學術ノ優劣及愛國的精神ノ消長ハ眞ニ國家ノ運命ヲ左右スルノ關鍵タルコト明カナリ我國民タル者宜シク時代ノ趨勢ニ顧ミ事ノ軍事タリ教育タリ將タ産業タルヲ問ハス苟モ國家的社會的公私各般ノ經營ニ付テハ出來得ル限リ戰爭ノ教訓ヲ善用シテ至誠事ニ從フノ覺悟アラシムコトヲ要ス

言フ迄モナク國家ハ國民ノ聚台體ニシテ國民ヲ離レテ國家アルコトナク國力ノ盈虛國運ノ消長ハ一ニ繫リテ國民各自ノ自覺ノ發展ト其ノ奮闘努力ノ如何ニ在リ國民各自ノ自覺ハ國家ノ生命ノ宿ル所ニシテ其ノ奮闘努力ハ國家ノ活力ノ依テ存スル源泉タリ我國民タル者宜シク自己銘々ノ各々國家成立ノ一分子ニシテ其ノ責任ノ極メテ重大ナルコトヲ自覺シ大局ノ變遷ト時代ノ要求トヲ顧リミ益々德ヲ樹テ志ヲ堅フシ勤勉力行各自ノ全能力ヲ發揮センコトヲ努メ以テ國步艱難ナル非常ノ時局ニ對應シ帝國忠良ノ民タルニ背カサラムコトヲ期スヘシ

由來本縣ノ地タル僻陋ニ位シ氣候寒冷交通不便ニシテ幾分カ天惠ニ乏シキノ憾ミナキニ非スト雖敦厚ニシテ堅忍持久ノ精神ニ富ミ頭腦明敏ニシテ最モ打算ニ長シ進取向上ノ素質ニ於テ敢テ多ク欠クル所アルヲ見ス其ノ長ヲ養ヒ其ノ短ヲ補ヒ積極進取ノ方針ヲ確立シ舉縣一致シテ奮勵事ニ從フニ於テハ更ニ進テ本縣ノ面目ヲ一新シ他府縣ニ對シテ優越ノ地歩ヲ占ムルコト亦敢テ難キニ非サルヘシ茲ニ新年ノ初頭ニ當リ敢テ衷心ヲ披瀝シテ治ネク我親愛ナル縣民ニ諒ク

大正七年一月八日

島根縣知事 西村保吉

## 五、民力涵養に關する本縣知事訓令

官第一四三號

島 司  
郡 市 長

八  
曩ニ内務大臣就任ノ初戰時並戰後ノ將來ニ處スヘキ要務ニ就キ訓示セラレタルカ今回更ニ戰後ノ民力涵養ニ關シ別紙ノ通訓令セラレタリ地方行政ノ局ニ當ル者宜シク其ノ趣旨ヲ體シ之カ普及及徹底ニ努ムヘシ

而シテ其ノ實効ヲ舉クルノ途固ヨリ一ニシテ足ラスト雖管ニ筆舌ノ訓諭ニ止ムルコトナク之ヲ實行ニ求ムルヲ以テ肝要ノコト、ス故ニ須ク地方ノ實情ニ適應スル方策ヲ講究シ常ニ各種ノ機會ヲ利用シ諸般ノ施設ニ依據シテ之カ實行ヲ圖ルヘシ次ニ提示スル事項ノ如キ蓋シ實行ノ捷徑タルヘシ

一、訓令ニ關聯セル事項ニ就キ隨時講習會又ハ講演會ヲ開催スルコト

一、教育上諸般ノ施設並產業計畫等ハ要スルニ本訓令ノ趣旨ヲ實現スル方策ナルヲ以テ其ノ方針トスル所ハ深ク之ヲ徹底セシメ各般ノ施設ハ必ス其ノ所期ノ効果ヲ確實ニ收得スルヲ期シ之ニ當ル吏員並當事者ハ各自其ノ全幅ノ精力ヲ傾注シテ其ノ實行ニ努力スルコト

一、町村吏員學校職員其ノ他各種團體ノ役員等ノ會合ヲ催ストキハ訓令ノ趣旨ヲ宣明シ各其ノ職分ニ從ヒ具體的ニ必要ナル指示又ハ協定ヲ爲スコト

一、感化救濟等ニ關スル施設並公設市場等ノ社會的事業ノ普及發達ヲ圖ルコト

一、勤儉貯蓄獎勵ニ關スル吏員又ハ委員ヲ設ケ縣ノ當該吏員ト相提携シテ獎勵ノ實ヲ舉クルコト以上ノ諸項ハ一般的方法トシテ例示セルニ過キス更ニ地方緊切ノ方法ニ至リテハ各位克ク之ヲ講究シ其ノ實効ヲ舉ケムコトヲ期スヘシ

右訓令ス

大正八年四月九日

島根縣知事 西村保吉

## 第二 勤儉貯蓄獎勵關係施設

### 一、勤儉貯蓄獎勵及防貧施設方法

時局に關し貯蓄獎勵の義に付大正六年五月二日内務、大藏、農商務、逓信、四大臣の訓示、同年五月十一日商秘第十六號縣内務部長依命通牒貯蓄獎勵の件（郡よりは、大正六年五月十六日籙丙農第四〇五號を以て各町村長へ通牒）大正七年一月八日縣告諭第一號同年四月三十日商第二九二〇號縣内務部長より勤儉貯蓄獎勵及防貧施設の件依命通牒に基き郡は同年五月二十四日籙丙農第四〇四號を以て町村長に對し通牒を發し勤儉貯蓄獎勵及防貧施設方法として示したるもの左の如し

#### 其一 勤儉貯蓄獎勵方法

（一）勤儉貯蓄思想ノ涵養方法

（一）戸主會、青年會其ノ他各種ノ會合ヲ利用シ勤儉貯蓄ニ關スル講演ヲ爲スコト

- (一) 神職、僧侶、官公吏、學校職員、有力者等ハ率先其ノ範ヲ示スコト
- (二) 積極的勤儉貯蓄力ノ養成方法
  - (一) 各自業務ニ精勵スルノ外常ニ勞力ノ分配、時間ノ利用ヲ計リ勤儉力行ノ實ヲ舉クルコト
  - (二) 副業ノ普及發達ヲ期スルコト
  - (三) 共同耕作、共同飼育、共同賣買其ノ他各種ノ共同作業ヲ行ハシムルコト
  - (四) 農會、產業組合、漁業組合、商工會、戶主會、青年會、其ノ他團體ノ活動ヲ計リ各種產業ノ發達ヲ圖ルコト
- (三) 消極的勤儉貯蓄力ノ養成方法
  - (一) 奢侈遊惰濫費等ノ弊風ヲ矯正スルコト
  - (二) 農家ハ自給自足ノ精神ヲ養成助長スルコト
  - (三) 食糧ノ經濟的利用及調理法ノ改善ニカムルコト
- (四) 勤儉貯蓄實行方法
  - (一) 產業組合、漁業組合、貯金組合等ハ組合員ヲシテ一層勤儉貯蓄ヲ勵行セシムルコト
  - (二) 各種組合又ハ團體ノ會員ヲシテ規約貯金ヲ行ハシムルコト
  - (三) 官公署會社工場等ニ於テ給與金ノ幾部ヲ天引貯金、規約貯金ノ如キモノヲ實行セシムルコト
  - (四) 學校生徒兒童ノ一坪農業、害蟲驅除、手工等勤勞ニ基ク收得金冗費節約金等ヲ貯蓄セシムルコト

- (五) 勞働者ノ勞銀、商家賣上金ノ幾部ヲ貯蓄スル日掛貯金、月掛貯金ノ如キモノヲ實行セシムルコト
  - (六) 生産收得金ノ幾分ヲ貯蓄スル收得貯金(御初穂貯金、物品貯金)ノ如キモノヲ實行セシムルコト
  - (七) 共同作業ニ依ル收益ノ幾部ヲ貯蓄セシムルコト
  - (八) 副業ニ依ル收益ノ幾部ヲ貯蓄セシムルコト
  - (九) 矯風規約ニ依ル節約貯金ヲ爲サシムルコト
  - (十) 兒童教育貯金、徵兵貯金、嫁入貯金、養老貯金等ノ記念貯金ヲ實行セシムルコト
  - (十一) 勤儉貯蓄世話掛ヲ置クコト
  - (十二) 貯金拂戻ニ付テハ相當制限ヲ設クルコト
  - (十三) 各種組合團體ハ相互連絡ヲ保ツコト
- 其二 防貧施設方法**
- (一) 勤儉貯蓄ノ方法ヲ定メ之レカ實行ヲ督勵スルコト
  - (二) 矯風規約ノ實行ヲ期スルコト
  - (三) 戶主會其ノ他適當ノ機關ニ於テ無職又ハ失職者ニ職業ヲ紹介スルコト
  - (四) 產業組合等ノ利用ニ依リ負債ノ整理ヲ爲スコト
  - (五) 小農ノ耕地購入ノ勸奨斡旋ヲ爲スコト

- (六) 耕地整理、道路改修其ノ他勞力ヲ要スル事業ノ實施ニ付テハ其ノ緩急ト勞力供給ノ狀況トヲ斟酌シ勞力ノ利用ニ努ムルコト
- (七) 適當ナル娛樂ノ普及ニ依リ生活趣味ノ向上ヲ圖リ郷土ニ安定シテ業務ニ精勵スルノ風ヲ振起セシムルコト
- (八) 各種集會時間ヲ勵行シ貴重ノ時間ヲ徒消セシメサルコト

### 其三 報告事項

- (一) 町村長ハ毎年一月末日限り前年ニ於ケル左記事項ヲ報告スルコト
  - (イ) 前年施行シタル各項ノ事項及其ノ成績
  - (ロ) 勤儉貯蓄獎勵及防貧施設上町村長ニ於テ施行シタル狀況及其ノ成績ハ可成詳細ニ記述スルコト
  - (ハ) 各種團體及各種組合ノ貯金ハ各別ニ人員並其ノ金額
  - (ニ) 町村長ハ毎年各銀行、金融會社、金融講ノ貸付金ヲ商業、漁業、工業、農業、其ノ他五種類ニ區分シ人員金額ヲ報告スルコト

## 二、勤儉貯蓄獎勵方法

大正七年十一月二十六日勤儉貯蓄獎勵に關する四大臣訓令、大正八年三月一日民力涵養に關する内務大臣の訓令に基く同年四月九日官第一四三號民力涵養に關する本縣訓令同年四月三十日商第一八〇〇號本縣内務部長より勤儉貯蓄獎勵の件依命通牒に基き郡は同年六月十四日農第二、四一二號を以て町

村長に對し通牒を發し左記勤儉貯蓄獎勵方法を示せり

- (一) 縣ニ於テハ産業計畫ノ樹立ニ基キ勤儉貯蓄ノ永續的實行ヲ期スル爲メ主任吏員ヲ置キ郡ニ於テモ亦吏員ヲシテ常ニ勤儉貯蓄獎勵ノ任ニ當ラシメ以テ豫定以上ノ目的ヲ達センコトヲ期ス
- (二) 勤儉貯蓄ノ獎勵ハ郵便官署、銀行等ト聯絡ヲ通シ相提携シ大正七年五月二十四日農第四〇四號通牒ニ依リ之カ勵行ヲ期スルコト
- (三) 産業組合ヲシテ左ノ方法ニ依リ獎勵セシムルコト
  - イ、組合ニ於テ勤儉貯蓄共勵規約ヲ設クルコト
  - ロ、組合ノ便宜ニ依リテ組合内ヲ小組ニ分テ各組ニ勤儉貯蓄世話係ヲ置キ不斷ノ獎勵及一切ノ世話ニ當ラシムルコト
  - ハ、共勵貯金規約ハ別ニ定ムル第一號規約例ヲ參酌シ速カニ各適切ナルモノヲ定ムルコト(別記第一號參照)
- (四) 産業組合ニ依ラサルモノハ既設ノ貯金組合ヲ督勵シ又現ニ何等ノ機關ナキ部落ハ別ニ定ムル第二號規約例ヲ參酌シ適當ナル組合ノ設置ヲ爲サシムルコト(別記第二號參照)
  - 既設貯金組合ニ於ケル規約ハ此ノ際別記第二號規約例ニ基キ適當ニ更改ヲ加ヘシムルコト
  - 貯金組合ノ設置及既設組合規約ノ更正ハ七月十五日迄ニ之レヲ行ハシメ同月二十二日迄ニ其ノ規約書及組合數並組合別組合員數ヲ郡ニ報告スルコト
- (五) 學校在郷軍人分會青年會婦人會等ヲシテ一層勤儉貯蓄ノ獎勵ニ力メシムルコト

- (六) 貯蓄ハ各地方可成適切ナル目的ヲ定メ之ニ相當スル拂戻ノ制限ヲ設ケシムルコト
- (七) 貯金ハ可成産業組合へ預ケ入ル、ノ方針ヲ採リ地方ノ状況ニ依リテハ便宜郵便局又ハ銀行ニ預ケ入レシムルコト
- (八) 勤儉貯蓄勸奨ハ下層社會ノミニ偏セス中流以上ニ對シテモ其ノ實行ヲ促シ各階級舉ツテ之レカ勵行ヲ期セシムルコト
- (九) 町村ニ獎勵委員長及獎勵委員ヲ置キ町村長産業組合其ノ他各種團體理事者有力者及特志者ノ内ヲ以テ之レニ充テ互ニ聯絡ヲ取リ常ニ獎勵幹旋ノ任ニ當ラシムルコト(委員ノ配置ハ別記參照)
- (十) 貯蓄獎勵委員長及獎勵委員ハ郡ヨリ之ヲ囑託スヘキヲ以テ町村ノ實情ニ適スル人員ヲ定メ六月二十五日迄ニ其ノ氏名ヲ内申スルコト
- (十一) 町村長ハ産業組合漁業組合在郷軍人分會青年會其ノ他各種團體ノ理事者有力者及特志者等ヲ招集シ前各項ノ協議ヲ遂ケ速ニ貯蓄ノ實施ニ努ムルコト
- (十二) 町村ニ於テ開催ノ講演會及講習會其ノ他各種ノ會合ニ於テ勤儉貯蓄獎勵ニ關スル講演ヲ爲シ又必要アルトキハ町村聯合ノ講演會ヲ開催スルコト
- (十三) 町村長ハ時々獎勵ニ關係アル者ノ會同ヲ促シ獎勵上ノ協議研究並實施成績ノ調査ヲ爲スコト而シテ其ノ場合ハ前以テ郡ニ報告ヲ爲スコト
- (十四) 町村ニ於テ開催ノ講演會及講習會其ノ他各種ノ會合ニ於テ勤儉貯蓄獎勵ニ關スル講演ヲ爲シ又必要アルトキハ町村聯合ノ講演會ヲ開催スルコト

(十三) 縣ニ於テハ若干名ノ講師ヲ囑託シ派遣セラルヘキニ付講演會開催ノ場合ハ之レカ派遣ヲ請フコト

(十四) 大正七年五月二十四日簸丙農第四〇四號通牒ニ依リ一月末日限り町村長ヨリ報告ノ取調書ニハ別ニ定ムル狀況調ヲ添付スルコト(別表參照)

何町村勤儉貯蓄狀況調ノ一

何年十二月末日現在

種別	組合數	貯蓄				計
		産業組合	銀	行	郵便貯金	
産業組合ニ於テ設ケタル勤儉貯蓄組合						
單獨ニ設ケタル勤儉貯蓄組合						
學 校						
在郷軍人分會						
青 年 會						
婦 人 會						
何 々						
一 般 貯 金						
合 計						

備 考

一、一般貯金ハ組合又ハ各種團體ニ依ルモノ以外總テノ貯金額ヲ取調掲記スルコト

二、部内ニ於テ産業組合ニ依ル組合及單獨ニ設ケタル組合何レモナキ部落アルトキハ其ノ部落名ヲ掲記シ尙設置ナキ事由ヲ附記スヘシ

何町村勤儉貯蓄状況調ノ二

何年十二月末日現在

産業組合ニ依リ獎勵ノモノ	新二規約ヲ設ケシメタル組合數	從來ヨリ規約ヲ設ケタルモノニ付獎勵ヲ加ヘタル組合數	義務貯金ノミナシメタルモノノ數	目的貯金ノミナシメタルモノノ數	義務貯金目的貯金ヲ併セテメタルモノノ數
學 校					
在郷軍人分會					
青 年 會					
婦 人 會					
何 々					
計					

- 一、設置未済ノモノアルトキハ其ノ町村數又ハ部落數附記ヲ要ス
- 二、規約ノ一二參考トシテ添付ヲ要ス

規 約 例

(第一號)

何々信用組合共勵貯金規約

第一條 何々信用組合ノ組合員ハ相互戒慎シテ各自業務ニ精勵シ賈素ヲ重ンシ餘資ヲ蓄積シ兼テ相互ノ和親ヲ圖ル爲茲ニ共勵貯金規約ヲ定メ之カ實行ヲ期スルモノトス

貯金に相當の名稱を附するも適當なるべし

第二條 規約ニ加盟シタル者ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ貯金ヲ爲ス義務アルモノトス  
 本規約ニ加盟シタル者ハ何々信用組合脱退ノ場合ヲ除ク外規約ヨリ脱退スルコトヲ得ス

第三條 共勵貯金取扱ニ關スル一切ノ事務ハ何々信用組合長ニ一任スルモノトス

第四條 本規約加盟者ハ左ノ各項ニ依リ義務貯金ヲ爲スモノトス

地方適切なる義務貯金を定め能く其の徹底を講じ勵行を要す

種 別	一 等 (戶數割何圓以上)	二 等 (.....)	三 等 (.....)	四 等 (.....)
每月預金	何圓以上	何拾錢以上	、、、、	、、、、
出 産 貯 金	、、、、	、、、、	、、、、	、、、、
何 々	、、、、	、、、、	、、、、	、、、、
米生産又ハ收購貯金	生産又ハ收購價額ノ何十分ノ一			
雜穀生産又ハ收購貯金	同			
蠶 生 産 貯 金	同			
何 々	同			

毎月預金以外ノ貯金ハ其ノ原由事實發生後何日以内ニ之ヲ實行スルモノトス

第五條 本規約加盟者ハ左ノ目的貯金中少クモ一種以上ノ貯金ヲ爲スモノトス

種 別	一 等 (月掛額何圓以上)	二 等 (.....)	三 等 (.....)	何 等 (.....)
養 老 貯 金	月掛額何圓以上	月掛額何十錢以上	月掛額、、、、	月掛額、、、、
教 育 貯 金	月掛額何圓以上	月掛額何十錢以上	月掛額、、、、	月掛額、、、、

地方適切なる目的貯金を選ビ掲記し各種の性質を能く徹底せしむるを要す

地方適切なる義務貯金を定め、其の徹底を要す。

地方適切なる目的貯金を選り、其の徹底を要す。

建築貯金	何々々	出資貯金出資口数ヲ何年後ニ於テ何倍ニ増口スル目的ヲ以テ出資一口ニ對シ毎月何程
何々	何々	
何々	何々	

第六條 本規約第四條ニ依ル貯金ハ左記各號ノ場合以外ニ於テハ拂戻ヲ爲ササルモノトス

一、産業資金ニ轉用スルトキ

二、舊債償還ニ充ツルトキ

三、不時ノ災厄ニ遇ヒタルトキ

第七條 本規約ニ依ル貯金ハ何々信用組合ヘ之ヲ預入ルルモノトス

附 則

本規約ハ大正何年何月ヨリ之ヲ實施ス

(第二號)

何町村(何大字、何部落)勤儉貯蓄組合規約

第一條 本會ハ何村(大字又ハ何部落)居住者ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ會員相互戒慎シテ各自業務ニ精勵シ儉素ヲ旨トシ以テ餘資ヲ蓄積シ兼テ相互ノ和親ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會員ハ左ノ義務貯金ヲ爲スモノトス

種 別	一等(戸數割何圓以上)	二等(.....)	三等(.....)	何等(.....)
每月貯金	何圓以上	何十錢以上	、、、	、、、
出產貯金	、、、	、、、	、、、	、、、
何々	、、、	、、、	、、、	、、、
米生産又ハ收納貯金	生産又ハ收納價格何十分ノ一	、、、	、、、	、、、
雜穀生産又ハ收納貯金	同	上	上	
礦生産貯金	同	上	上	
何々	同	上	上	

第四條 本會員ハ左ノ目的貯金中少クモ一種以上ノ貯金ヲ爲スモノトス

種 別	一等(戸數割何圓以上)	二等(.....)	三等(.....)	何等(.....)
養老貯金	月掛額(日掛)何圓以上	月掛額(日掛)何十錢以上	月掛額(日掛).....	月掛額(日掛).....
教育貯金	、、、	、、、	、、、	、、、
建築貯金	、、、	、、、	、、、	、、、
何々	、、、	、、、	、、、	、、、
何々	、、、	、、、	、、、	、、、
何々	、、、	、、、	、、、	、、、

第五條 前條貯金ハ會長之ヲ取絡メ何處ニ預入ルルモノトス

第六條 本規約第三條ニ依ル貯金ハ左記各號ノ場合以外ニ於テ拂戻ヲ爲ササルモノトス

一、産業資金ニ轉用スルトキ

二、舊債ノ償還ニ充ツルトキ

三、不時ノ災厄ニ遇ヒタルトキ

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 世話係 何名

會長ハ本會ヲ代表シ本會ニ關スル事務ヲ處理ス

世話係ハ貯金ノ獎勵蒐集其ノ地會長ノ事務ヲ補佐シ會長故障アルトキハ其ノ互選ニ依リ之ヲ代理ス  
役員ハ名譽職トシ總會ニ於テ選任ス

第八條 通常總會ハ毎年一回何月之ヲ開キ臨時總會ハ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ會員何分ノ一以上ヨリ會長ニ對シ開會ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第九條 毎年通常總會ニ於テ會長ハ貯金ノ成績ヲ報告スルモノトス

第十條 本規約ニ違背シ警告ヲ加フルモ尙遵守セサル者ハ總會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第十一條 本規約ハ會員三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

附 則

本會設立ノ當初役員左ノ如シ但大正何年ノ通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

會長 何某

世話係 何某

世話係 何某

茲ニ本會ニ加入シタルコトヲ証シ且本規約ヲ確守スルコトヲ誓フ爲メ各記名捺印スルモノトス  
年 月 日 何郡何村大字何

何 某 印

何 某 印

何 某 印

三、勤儉貯蓄獎勵委員の配置

莊 原 村

委員長 昌子 亮一

委員 須田熊三郎

委員 錦織敏次郎

出 西 村

委員長 保科 陽治

委員 保科又一郎

小村小一郎

池田宇太郎

黒田興太郎

昌子佐五郎

高橋臺之助

中林 曉生

多々納喜市

池田正次郎



常松 因信 後藤庄次郎 樋野常太郎 陸山虎次郎

伊波野村

津田 佐一右衛門 新田 祥一郎 山本 菊之助 今岡 兼四郎

直江村

北村 政太郎 高橋 謙重 佐藤 源二兵衛 玉置 太四郎

田村 慶市 仲間 吉藏 飯塚 文之助 狩野 万太郎

三原 又四郎 三原 本八 岡 本次郎 錦織 常藏

久木村

伊藤 熊太郎 陰山 熊吉 岡 一 尾添 乙市 玉木 福三郎

出東村

安食 良三郎 岡 逸 尾添 乙市 玉木 福三郎

勝部 喜太郎 勝部 正一 矢野 信一郎 江角 與義 高島 義太郎

灘分村

三宅 甚太郎 錦織 榮次郎 勝部 本次郎 江角 常太郎

委員長 高見 辨三

委員 新宮 清之助 川瀬 熊之助 高橋 幸太郎 久家 關太郎

國富村

渡部 政太郎 長岡 房次郎 高橋 孫右衛門 安田 徳次郎

委員長 細木 孫三郎 多久和 甚吉 玉木 清四郎

鳶巢村

委員 三代 恒芳 多久和 甚吉 玉木 清四郎

鰯淵村

委員長 新宮 權次郎 原 興三郎

西田村

委員 山崎 清市 荒木 榮 原 和太郎 荒木 儀一郎

北濱村

委員長 河瀬 夫右衛門 加納 延藏 川瀬 米次郎 高橋 熊太郎

委員 小林新市 川瀬善次郎 福田柳一 山根倫吉郎  
 岡久太郎 松村小一郎 山根理一郎 和泉林市郎  
 和泉貞三郎 三原善吉

久多美村

委員長 原竹次郎 長岡儀三郎 河原清次郎 三島彦市  
 委員 長岡精藏 堀江福太郎

佐香村

委員長 土江政市 高橋傳藏 三島庫太郎 原田實藏  
 委員 熱田禮之助 釜屋兼松 金榮豐次郎 山岡種藏  
 三島藤次郎 曾田文太郎 釜屋名之助 釜屋友之助  
 山岡邦次郎 滿田忠次郎

檜山村

委員長 勝田慶三郎 長岡爲之助 長岡千次郎 勝田富太郎  
 委員 長岡佐三兵衛 原政右衛門 田中榎太郎 金折藏市  
 田中和太郎 金折八藏 坂本文之助 坂本熊太郎  
 吾郷勝太郎 來海勳助 清水久一郎 安食仲市

東村

委員長 梶谷正一 梶谷福太郎 梶谷忠市 吾郷慶太郎  
 委員 角朔逸 秋國久太郎 堀内又藏 曾田定一郎 岩成諱 吾郷義八郎  
 福田佳一 吾郷幸之助 吉直新之助

平田町

委員長 木佐平四郎 尾添徳一郎

窪田村

委員長 岡田岩太郎 高見隆一 栗原秀之助 藤原利太郎  
 委員 關山廣市

山口村

委員長 杉本關藏 三谷橋市 渡部卯太郎 妹尾眞市  
 委員 能美午吉 佐々木吉助 神田米藏 石橋勝次郎  
 大谷孝二郎 神田熊市 有馬小太郎

乙立村

委員長 今岡啓次郎  
委員 大矢政次郎 岩崎貞太郎 岩崎武七 持田銀之助  
今岡茂太郎 別所伴吉 吾郷秀吉 坂根熊市

田儀村

委員長 鳥屋尾美登  
委員 渡部彦太郎 三浦勘太郎 和田森長太郎 和田森文太郎  
和田森嘉市 鳥屋尾伊藏 和田森重市 秦柳一  
伊藤勘次郎

田岐村

委員長 木村彌助  
委員 錦織雄太郎 吾郷義友 錦織定太郎 安井和右衛門  
石飛勇助 山本由太郎

江南村

委員長 江角百次郎  
委員 今岡種之助 立花米三郎 神田種吉 伊藤龜市  
江角勝太郎 布野儀市 持田武五郎

西濱村

委員長 三原新太郎

委員 西本良助 石飛善太郎 小原種助 三原善吉  
今岡野市 石飛松平 三原梅次郎

神西村

委員長 小村彌藏  
委員 伊藤藏重 伊藤定太郎 糸賀益一 小村藤三郎  
伊藤文太郎 米山四郎藏 今岡周藏 濱村貞之助  
柘植彦太 伊藤久之助 布野久太郎 糸賀左馬八  
糸賀重太郎 柘植榮太郎 米山大一郎 小村喜藏  
磯田要三郎 今岡連市 江角武之助 小村常次郎  
米山忠太郎 岩成源市 今岡彌太郎 伊藤万太郎  
立花武市 立花富之助 糸賀夫三郎 伊藤傳太郎  
小村新四郎 磯田岩次郎 小村壽太郎 小村義八郎  
武田守成 和田森昶雲 藤本 須谷心海

知井宮村

委員長 山本厚太郎  
委員 梶谷精右衛門 山本文太郎 山本嘉一郎 勝部幸太郎  
矢野和一郎 矢野竹次郎 加藤熊藏 岩成熊三郎  
山本種助 高橋謙助 山本龜之助

布智村

委員長 神田柳太郎  
委員 小村榮太郎  
高見英之助  
高見源藏  
齋藤柳三郎  
榎原榮市

古志村

委員長 石橋長右衛門  
委員 橫木喜之助  
伊藤儀市  
勝部久藏  
三谷捨市  
林十太郎

高松村

委員長 吉田省三  
委員 長島新市  
天野義一  
矢田惣五郎  
安田重吉  
安田來藏

委員 須山繁市  
安田與三右衛門  
狩野廣市  
竹田富太郎  
加藤與三郎  
角森孫市  
矢田義一郎  
天野勝之助  
松原善次郎  
元井豐

委員 須山繁市  
安田與三右衛門  
狩野廣市  
竹田富太郎  
加藤與三郎  
角森孫市  
安井秀市  
朝山榮太  
寺本理八  
三成善左衛門

委員 須山繁市  
安田與三右衛門  
狩野廣市  
竹田富太郎  
加藤與三郎  
角森孫市  
須谷權次郎  
磯田定逸

委員 須山繁市  
安田與三右衛門  
狩野廣市  
竹田富太郎  
加藤與三郎  
角森孫市  
廣戶吉之助  
板垣要太郎

園村

委員 須山繁市  
安田與三右衛門  
狩野廣市  
竹田富太郎  
加藤與三郎  
角森孫市  
神田富市  
馬庭菊助

委員長 堀野延之助  
委員 河井秀市  
小川銀次郎  
藤江儀市  
大野祐左衛門  
渡部新之助  
郷原倉藏  
園山忠太郎

委員 曾田只藏  
園山作藏  
大梶七兵衛  
青木久右衛門  
藤間秀  
神田十一郎  
森脇勝之助  
澄田作藏

荒木村

委員 曾田只藏  
園山作藏  
大梶七兵衛  
青木久右衛門  
藤間秀  
神田十一郎  
森脇勝之助  
澄田作藏

委員 曾田只藏  
園山作藏  
大梶七兵衛  
青木久右衛門  
藤間秀  
神田十一郎  
森脇勝之助  
澄田作藏

委員 曾田只藏  
園山作藏  
大梶七兵衛  
青木久右衛門  
藤間秀  
神田十一郎  
森脇勝之助  
澄田作藏

委員 曾田只藏  
園山作藏  
大梶七兵衛  
青木久右衛門  
藤間秀  
神田十一郎  
森脇勝之助  
澄田作藏

杵築町

委員長 西田美津穂  
委員 鎌田佐藏  
內藤倉之助  
秦直市  
若月信右衛門  
前島忠雄  
祝部欣悅

委員 西田美津穂  
委員 鎌田佐藏  
內藤倉之助  
秦直市  
若月信右衛門  
前島忠雄  
祝部欣悅

委員長 手錢白三郎  
委員 祝部藤三郎  
中林清作  
三原運平  
三原紋太郎

委員

藤井雄一 瀬戸喜一郎 北井豊右衛門 石田忠右衛門  
青木只市 藤木傳之助 鈴木虎之助 永見源太郎  
板倉利太郎 山崎捨太郎

日御碕村

委員長

內藤守衛 鎌田友藏 伊藤彦太郎 別所傳之助  
石田柳太郎 石田小太郎 杉原祐次郎 藤村類市  
藤原弁太郎 山根兼之助 阿部藤市 阿部又兵衛  
因幡寅太郎 阿部傳四郎 安田金太郎 淺津吉太郎  
木村竹一郎 飯塚末吉 柳元次郎  
肥後次一郎 木村喜一郎 本村猶市 竹繩新太郎  
田中伸之助 小村助次郎 安田愛太郎 齊藤捨松  
蒲生捨若 高木豊一 內藤勉三郎 竹下辰三郎  
高橋仙太郎 高木精一郎 松村文太郎

委員

鷺鷥村

委員長

松井定七 田中喜太郎 藤江幸助 極野喜之助  
堀田万市 星野國市 加地榮之助 田中定市  
杉谷千代市

委員

遙堪村

委員長

小川貞三郎 福島和太郎 上野捨太郎 矢田徳市  
原恒三郎 祝部仙市

委員

高濱村

委員長

柳樂泰藏 伊藤長助 神門楯市 若槻千代一  
宮本隆三郎 福代善次郎 柳樂愛藏 山崎藏十  
宮本範一郎 山崎鶴郎 佐藤新三郎 伊藤國四郎  
山崎喜一郎 和田要太郎 稻田禾穂 周藤信市  
早志學雄 和上九兵衛 井上恒太郎 福島龍藏  
稻田治政 井上九兵衛 大田 稔 花田七左衛門  
大田茂登 戶寄猶市 大田 稔 花田七左衛門  
錦織猶市 花田 精 原 秀次郎 並河金一郎  
錦織虎一郎

委員

四經村

委員長

西田万藏 土江傳一郎 日下榮助 萬代陸右衛門  
萬代信造 三木龜之助 岡本長之助 鎌田臺之助  
日野貞三 大田玄太郎 鎌田又市 佐野熊太郎  
岡恒右衛門 嘉田淺之助 持田作市 北村助藏  
嘉田森之助

委員

柳樂 靜逸 關山 勇太郎 岡 政市 關山 藤三郎

川 跡 村

委員長 得能 傳藏 鐘築 本三郎 關山 治三郎 片寄 幸太郎  
委員 西尾 郡一 小村 豊太郎 白枝 嘉重 富田 國市

大 津 村

委員長 森 廣博 久 森 脇清太郎 山田 忠之助 森山 重太郎  
委員 黒川 多四郎 森 廣龜太郎 小村 富市 新宮 市太郎

今 市 町

委員長 荻田 吉四郎 宮本 榮兵衛 大瀧 茂一郎 讚 岐 乙市  
委員 錦 織 茂市 佐藤 甚市 成相 鐵次郎 山崎 久三郎

山田 運之助 大平 房次郎 米原 大助 加儀 政市  
宇佐見 吉太郎 錦 織 倉市 來問 豐三郎 有藤 庄次郎  
三木 牛之助 泰 加市 山代 新十 高橋 勲助  
佐々木 榮太郎 飯塚 倉市 原 明治 加藤 元市

鹽 冶 村

委員長 板倉 理四郎 岸 秀之助 石川 宮之助 桑原 廣藏  
委員 藥 敬藏 板倉 紋三郎 板倉 軍四郎 加茂 豊七

朝 山 村

委員長 飯塚 隆一 奧井 末吉 成相 省吾 吉田 正二郎  
委員 勝部 金一郎 吉田 清次郎 松田 岩吉 吾郷 傳太郎

稗 原 村

委員長 高橋 隆一 牛尾 伊太郎 飯塚 榮之助 葛城 祐太郎  
委員 倉橋 圓藏 兒玉 富清 多々納 盛二郎 北廣 丑之助

高橋 久次郎 牛尾 歡衛 高橋 フユ 牛尾 龜太郎  
内田 正榮 高尾 榮三郎 内田 銀太郎 吉田 善太郎  
石倉 廣右衛門

高野 金市 岡田 豐三郎 小豆澤 寛三郎 飯塚 千七  
 水上 彌市 吉井 久之助

上津村

委員長 横原 與一右衛門  
 委員 徳岡 超順 渡部 邦一 原田 金次郎 勝部 新次郎

勝部 房市 金山 増次郎 吉田 耕逸 畑 甚四郎  
 加村 將三郎 遠藤 嘉吉郎 妹尾 増太郎 永瀬 辰三郎  
 嘉本 國次郎 金山 房太郎

久村

委員長 持田 千市  
 委員 持田 晴信 持田 龜次郎 後藤 利市 柳樂 米三郎  
 柳樂 善吉郎 柳樂 榮八郎

荒茅村

委員長 曾田 芹治郎  
 委員 曾田 總市 金崎 半治郎 曾田 猪七

四、勤儉貯蓄獎勵及防貧施設關係規約

大正七年一月町村長會に諮問し同年二月より實施に決定せる矯風規約左の如し

篠川郡矯風規約

第一章 總則

第一條 本郡居住者ハ冠婚葬祭其ノ他矯風ノ爲メ協同一致以テ本規約ヲ遵守ス  
 第二條 冠婚葬祭其ノ他ノ儀式ハ禮儀ヲ旨トシ分度ヲ守リ奢侈ヲ戒ム  
 第三條 冠婚葬祭其ノ他ニ際シ所定ノ時刻ハ相互ニ之ヲ嚴守ス

第二章 冠婚其ノ他祝賀

第四條 冠婚ニ際シ衣服調度ノ類ハ日常必須ナルモノノ外一切之ヲ調製セス  
 第五條 婚禮ハ神前若ハ佛前結婚ノ儀式ニ據ル但當分從來ノ慣例ニ據ルコトヲ得  
 第六條 婚禮ノ調度ハ左ノ標準ニ據ル

一、地價五百圓未滿又ハ之ニ相當スル財産アルモノ  
 簞笥 一棹以内

二、地價五百圓以上千圓未滿又ハ之ニ相當スル財産アルモノ  
 簞笥 二棹以内

三、地價千圓以上五千圓未滿又ハ之ニ相當スル財産アルモノ  
 簞笥 二棹以内長持具ニ限ル 一棹以内

四、地價五千圓以上一万圓未滿又ハ之ニ相當スル財産アルモノ  
 簞笥 三棹以内長持具ニ限ル 二棹以内

五、地價一萬圓以上又ハ之ニ相當スル財産アルモノハ以上ノ程度ヲ斟酌シ之ヲ調フ

六、前各號ノ外日用品モ以上ノ程度ニ準ス

第七條 婚禮ノ前後ニ於ケル衣裳ノ披露ハ一切之ヲ廢止ス

第八條 婚禮式ニ於ケル縁女ノ服装ハ白襟黒紋付トシ(頭飾ハ質素ヲ旨トス)白無垢、綿帽子、打掛ケ等

一切之ヲ廢止シ又數回ニ亘ル被服改裝ハ之ヲ廢止ス

第九條 婚禮式其ノ他ニ於ケル列席者ノ服装ハ左ノ通りトス

禮式ノ部

男 紋付羽織、袴又ハ通常禮服、フロックコート若ハ制服

女 白襟黒紋付 披露宴會ノ節

男 紋付又ハ縞ノ羽織

女 縞服

第十條 縁者ノ廻禮ハ之ヲ廢止ス

第十一條 婚禮ノ人足ハ客座ニ列セシメス質素ナル酒食ヲ饗シ(酒肴料ヲ以テ代用スルコトヲ得)應分

ノ祝儀ヲ與ヘ即時歸ラシム

第十二條 總テ祝客ハ近親者ノ外一戸一人ニ限ル

第十三條 出産、七夜、誕生祝、紐落、五節句等ニ際シ實家ノ仕贈又ハ親戚其ノ他ノ贈物ハ衣類物品ヲ廢

シ單ニ樽肴ニ止ム

第十四條 冠婚等ノ祝賀ニ際シ親戚其ノ他ノ贈物ハ物品ヲ廢シ單ニ樽肴ニ止ム

第十五條 祝客ヨリ料理人、酌婦其ノ他ニ贈與スル祝儀ハ一切之ヲ廢ス

第十六條 總テ祝宴列席者ノ服装ハ第九條ニ據ル

第十七條 養子縁組、年賀、新增築、身分昇進其ノ他之ニ類スル祝宴ニ際シテハ第九條乃至第十五條

ニ據ル

第十八條 被服調度ハ主トシテ國産品ヲ用フルヲ要ス

第三章 葬 祭

第十九條 葬儀及其ノ前後ニ於テハ何等ノ名義ニ依ルモ酒類ノ饗應ヲナスス

第二十條 靈祭、佛事ニ際シテハ膳部ノ上ニ於テ酒類ノ饗應ヲナスコトヲ得

第二十一條 葬儀ニ於ケル婦人ノ服装ハ白無垢ヲ廢シ白襟黒紋付ヲ用フ

第四章 雜 則

第二十二條 本規約ノ勵行ニ就テハ郡長之レヲ統督シ町村長其ノ責ニ任ス

第二十三條 本規約ノ實行ヲ期スル爲メ各部落ニ實行委員ヲ設ク

第二十四條 本規約違背者ハ町村税ヲ増課セラル、資力アルモノト認ム

第二十五條 地方ノ狀況ニ依リ本規約ニ基キ細則ヲ設クルノ必要ヲ認メタルトキハ組合町村ノ協議ヲ

以テ之ヲ定ム



第二十六條 本部居住者ハ郡外ニ對スル場合ニ於テモ尙此ノ規約ニ據ル  
 附 則  
 第二十七條 本規約ハ大正七年二月一日ヨリ實施ス

### 第三 勤儉貯蓄の狀況

大正九年十二月末日現在に依り町村長より調査報告したる材料に基き勤儉貯蓄の狀況を表示せは左の如し

#### 一、郡内勤儉貯蓄の狀況

種別	組合數	貯金高	貯金			
			産業組合	銀行	郵便貯金	其他
産業組合に於て設けたる勤儉貯蓄組合	二五三	二三八、五七〇	一八〇、二四一	五六、九〇〇	一、四二九	四四、八五五
單獨に設けたる勤儉貯蓄組合	三九一	二五三、一五八	九二、五三六	一〇一、二九三	一四、四七四	三二〇
在郷軍人分會	一七〇	一一七、九六一	六五、六一四	二八、九五六	二三、〇八一	一三、三二五
戶主會	九九	八六、八九一	一八、〇四七	三一、〇五〇	二四、四六九	一、八九〇
學落會	六七	七一、二〇八	一〇、六三八	七、〇九九	五三、四七一	二、九五二
部農會	五九	六六、九三四	五一、九〇六	一二、八六八	二七〇	一、八九〇
青年會	二〇八	二九、五六四	一二、九二二	四、三三三	九、三五七	二、九五二
婦人會	四〇	四、六九四	二、二一八	四、三三七	九六七	九一九
村農會	一	四、三五九	四、三五九	四、三五九	四、三五九	二、三五六
講農會	一	二、三三六	四、三五九	四、三五九	四、三五九	二、三五六

一般貯金	計
一、二八八三、二〇七、五四九一、二八七、〇五九一、六二九、六一二	一、二八八三、二〇七、五四九一、二八七、〇五九一、六二九、六一二
八四八、五七八一、三八六、一四六	六二、七一〇
一、二八八三、二〇七、五四九一、二八七、〇五九一、六二九、六一二	一、二八八三、二〇七、五四九一、二八七、〇五九一、六二九、六一二
三六、五四〇	一〇一、〇二七

#### 二、町村別勤儉貯蓄の狀況

##### (一) 組合數及貯蓄額

町村名	組合數	貯金高	貯金			
			産業組合	銀行	郵便貯金	其他
莊原村	六〇	一九七、一五三	一四〇、五七〇	五三、九六六	二、三六七	二五〇
出西村	二五	一三三、三九七	五九、七〇七	五〇、三四〇	一七、七五〇	五、六〇〇
伊波野村	一七	九、三八八	七二一	二、四一八	四、二三七	二、七三三
直江村	二一	一七、〇五二	七二一	九、〇八四	五、七四七	一、五〇〇
久木村	二〇	一一、七〇四	一〇、三九三	一〇、三九三	一、三一	一、四四六
出東村	四七	三七六、六二三	二六、五三七	三四三、〇〇八	一、六八二	一、四四六
難分村	三九	一一、四四〇	九、四〇八	三五〇	一、六八二	一、四四六
國富村	六二	二九二、三二八	八七、三〇六	一八七、五六〇	一、六五六	一、五八〇
鹿巢村	二六	一七、七二〇	六、〇六〇	九、〇〇〇	二、六六〇	八、五〇〇
鰐淵村	六二	八九、九七一	六八、七九一	一一、〇〇〇	六八〇	八、五〇〇
西田村	三八	二九、二八九	二九、二八九	二九、二八九	二、八〇九	四、五四八
北濱村	一〇	三、二八八	四七九	三、五〇六	二、八〇九	四、五四八
久多美村	一〇	八、〇九四	四七九	三、五〇六	二、八〇九	四、五四八
佐香村	九	二、八〇〇	二〇〇	五〇〇	一、五〇〇	六〇〇
檜山村	二一	一一三、〇二五	七七、五九五	三〇、〇〇〇	四三〇	一五、〇〇〇



組合名	組合数	貯金高	産業組合	銀行	郵便貯金	その他
莊原村	3	638	385			250
出野村	4	5,372		2,418	217	2,733
伊波野村	4	4,025		2,521		1,500
直江村	1					
久木村	1					

□、單獨に設けたる勤儉貯蓄組合

組合名	組合数	貯金高	産業組合	銀行	郵便貯金	その他
日御崎村	1	1,229	1,229			
鶴鷺村	1	582	582			
透堪村	1	1,206	1,206			
高濱村	3	9,334	9,334			
四纏村	2	2,932	2,932			
川跡村	1					
大津村	1					
今市町	1					
鹽治村	1					
朝山村	4	6,550	4,650	1,900		
神原村	2	1,530	1,530			
上津村	1					
久津村	1					
荒茅村	1	4,007	4,007			

組合名	組合数	貯金高	産業組合	銀行	郵便貯金	その他
野淵村	2	580	580			
西田村	3	749	38			749
北濱村	1					
久多美村	1					
佐香山村	1	6,262	6,262			
檜山村	1					
東田村	1					
平田村	1					
窪田村	1					
山口村	1					
山立村	1	1,076	52,000	55,000	680	
乙儀村	9					
田儀村	1					
田儀村	1					
江崎村	3	5,673	5,673			
西江村	1					
神西村	1					
知井宮村	1	4,000	4,000			
布智村	1	3,759	3,759			
古志村	1	3,561	3,561			
高松村	1					
園木村	1					
荒木村	1					
梓築村	1					
梓築村	1					

八、學校

莊原村	組合數	貯金額	產業組合貯銀	行郵便貯金	其他
荒園	一三	五、六三五	五、三三二	一七、八四一	三三三
荒木	一三	二〇、三九一			一、六五〇
杵築町	一二	六四二		四四二	
杵築村	一二	二四〇		二〇〇	
日御碕	一	一、七五四	一、一七八	五七六	
鶴鷺	一				二四〇
遙堪	一				二〇〇
高濱	一	二、五〇三	一、三〇三		
四瀬	一				
大津	一				
今津	一				
今津町	一				
今津	一	一七、四九五	七九五	一六、七〇〇	
朝山	二〇	二、三三〇	九七〇	一、四〇〇	
朝山	二〇	四、七九〇	一、五七〇	一、九一〇	七九〇
上津	一三	二一九	二一九		
久津	一	三、五六五		三、五六五	
荒茅	三				
合計	一	四、〇八一	一、六八六	三七八	二、〇一七

四五

出東	一九	六、一五三	九四五	四、六八八	二五〇	一、四四六
灘分	三五	一、五八〇	五、七四二	三五〇		
國富	二七	二二、九一九	二、二八六	一、三七一		
鰯巢	二一	一三、六一六	五、五〇〇	九、〇〇〇	二、三三〇	一五、八〇六
北濱	二六	五、六三〇	一一、六九〇	一三〇		
久多美	七	一、六九〇	一、六九〇			
佐香	三	三、七三七				
檜山	五	一、四〇〇				
東田	二	三、七七八				
平田	一	七、一六〇				
窪田	一	二四、一五〇	三三、五〇五	一、五〇〇	二、三二七	六〇〇
山口	一	二、五〇〇		四、五四一	三三五	一七、五〇〇
乙立	一	一八、二七二		三、八〇〇	一、九二二	六九七
田儀	一	九、八〇〇	六、六九二	一、五八〇		
田儀	一	二、九八六	五、〇〇〇	四、〇〇〇	八〇〇	
江南	一	四、五〇〇	二、九八六	四、五〇〇		
西濱	一					
神西	一					
知井宮	一	五、八六〇	三、二〇〇	四、五二〇	八六〇	一、八〇〇
布智	一	四、七三〇			二一〇	
古志	一	七四八	七四八			
高松	一					

四四





今大川四高遙鶴日杵杵荒園高古布知神西江田田乙山窪  
 市津跡經濱堪鴛日杵杵荒園高古布知神西江田田乙山窪  
 町村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村

一 二 六 | 九 三 一 一 九 三 八 八 五 四 七 一 一 五 | 七 一 | 六 四 一

一、六五〇 | 一、八〇五 | 一、二五五 | 七六五 | 六九八 | 一八七 | 一七五〇 | 一七六 | 一七六 | 四〇〇 | 八五〇 | 八〇五  
 一五五 | 七八一 | 三六二 | 一三〇 | 六九四 | 六〇〇 | 九四三 | 四八五 | 一八七 | 一七六 | 五五〇 | 八五〇

一、六五〇 | 一、二五五 | 四二二 | 一八七 | 一七六 | 五六五 | 五〇〇 | 八五〇 | 一、二〇〇 | 一〇六

一五五 | 五五 | 七五 | 九一八 | 九一八 | 二七五 | 七六五 | 二七五 | 三五〇 | 八〇五

五一

三九二 | 二五 | 五七九 | 六〇〇 | 四八五 | 七四三 | 七六五 | 二七五 | 三五〇 | 八〇五

一一五 | 九四三 | 一四四 | 一七五〇

平東檜佐久北西鰐慮國難出久直伊出莊  
 田山香多濱田淵巢富分東木江波野四原  
 町村村村村村村村村村村村村村村村村

三 四 一 | 一 一 四 三 一 六 一 六 六 | 三 〇 一 七

一、二〇〇 | 五八九 | 二八九 | 一、三二〇 | 七五〇 | 一、一五〇 | 四三一 | 三二五 | 七二〇 | 五六九 | 一、五二〇 | 一、四一〇 | 一、〇三〇

一、二〇〇 | 一〇六 | 一、二〇〇 | 八八 | 一、三二〇 | 七〇〇 | 一、一五〇 | 四三一 | 三二五 | 六三〇 | 六四七

一三二 | 一〇〇 | 一〇〇 | 七二〇 | 二七三 | 七八〇 | 八八

二六七 | 五八九 | 二〇一 | 五〇 | 二九六 | 一、五二〇 | 二九五

水、青年會

組合數 貯金 額 產業組合 貯金 銀行 郵便貯金 其他

久 荒 茅 村 村

一 一

一、九〇〇 | 三一〇

三一〇

五〇

一、九〇〇











國富村	高濱村	出東村	檜山村	大津村	大治村	關立村	乙淵村	鰐淵村	莊原村	出西村	神西村	四西村	田儀村	川跡村	布智村	朝山村	古志村	稗原村	東田村	山口村	山西村
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二一、九七四	四五二、四三四	四三〇、四二六	四一、四五五	三五、六二七	三三九、六〇一	二九一、三六八	二二九、五六五	二四五、一五三	一九五、五八八	一九二、四九二	一六六、一八四	二〇一、八五七	一三一、一三五	一四八、二三三	一二四、九〇一	一二六、六六六	一〇九、四四一	八一、八〇八	七八、二〇五	八一、三五八	五七、五一二
一二九、〇〇六	八八、七二三	八一、七六八	八一、三六六	八〇、二九八	六九、〇七一	六三、七三二	五五、二四七	五四、七六〇	四二、三〇八	三八、六二一	三七、四二六	三七、〇〇〇	三一、九一三	二九、四五六	二七、一八二	二六、六七九	二三、九一六	一七、三九四	一六、〇八八	一五、三三五	一三、二〇八
一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位
二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三

六一

(三) 勤儉貯蓄額戸口當

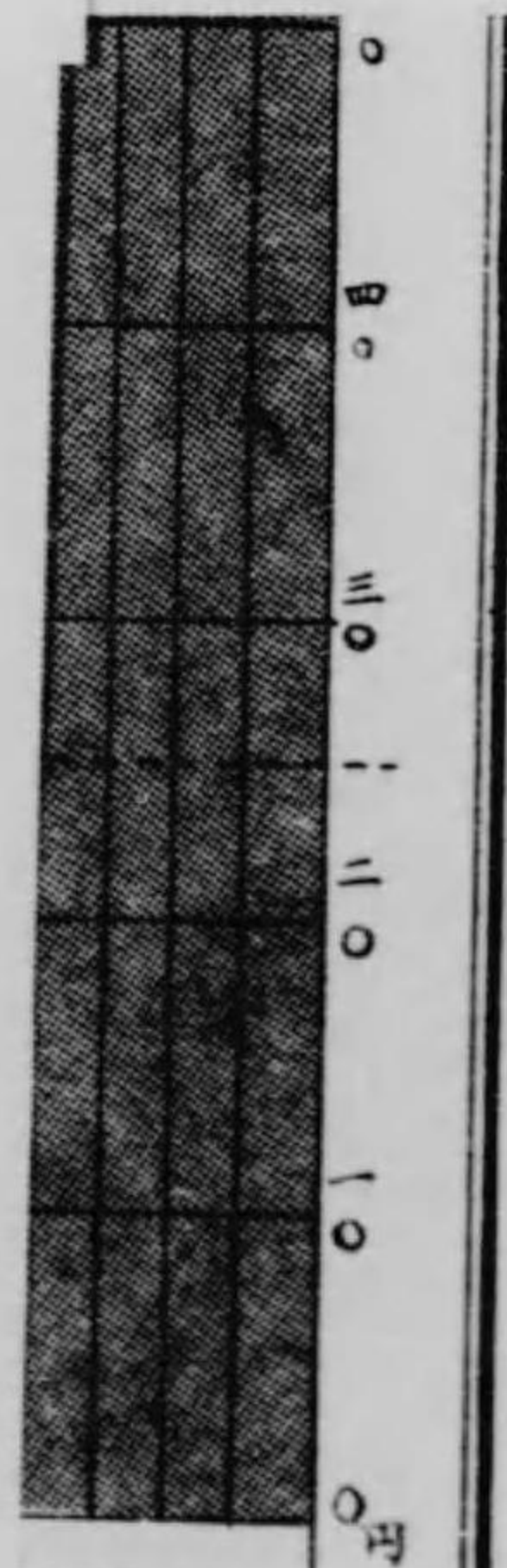
布智村	古志村	高松村	園木村	荒木村	杵築町	杵築村	日御碕村	鶴鷺村	遙堪村	高濱村	四瀨村	川跡村	大津村	今市町	鹽治村	朝山村	稗原村	上津村	久津村	荒茅村	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇三、〇三六	一一三、〇三六	七七、二五六	二二、七八二	二〇四、五三〇	一四七、五三〇	五九、九〇〇	四八、四二三	三八、三二〇	二八三、五七〇	一六、六一九	二一九、八〇〇	五六、三六〇	三四、六九〇	七、八六五	二二、〇六〇	一七、九〇〇	二二、〇〇〇	三四、三〇〇	九、四〇〇	七、八六五	二、四三〇
一二五、七八〇	一三、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二四三、二五〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一六、六一九	五、六二〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	九、七八二	三、六〇〇	四、九六〇	六〇	二、三三八〇	五、〇〇〇	二、四三〇	三、六〇〇	四、九六〇	二、四三〇	二、四三〇
一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位	一人當順位
二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三

西平窪北高遙杵今鶴灘久荒伊日久江久杵上田直荒知處  
濱田田濱松松堪築市鶴分多茅野御木南築津岐江木井非巢  
村町村村村村村町村村村村村村村村村村村村村村村

六、一、七、四、二  
三、六、四、九、〇  
三、六、九、八、六  
三、一、〇、〇、四  
二、八、二、一、三  
三、〇、八、六、六  
二、六、四、一、七  
二、一、三、三、六  
二、一、七、六、七  
二、五、六、一、一  
一、八、六、五、六  
一、九、三、一、七  
一、九、四、五、四  
一、九、〇、九、〇  
二、〇、六、五、〇  
一、五、八、五、九  
一、四、五、二、四  
一、二、六、〇、三  
一、二、九、六、二  
一、二、二、二、八  
六、八、五、〇  
六、三、二、四  
六、四、一、〇  
五、九、四、〇

一、二、七、六、七  
八、一、五、一  
七、九、〇、四  
七、一、六、五  
六、六、一、八  
六、五、〇、二  
五、九、六、九  
五、四、一、七  
四、九、八、五  
四、九、二、四  
四、五、三、六  
四、〇、五、七  
四、〇、一、一  
三、八、六、三  
三、八、三、五  
三、七、六、八  
三、三、二、一  
二、九、七、八  
二、六、五、二  
二、三、一、六  
一、六、二、一  
一、五、〇、七  
一、四、九、五  
一、四、〇、四

二、三  
二、四  
二、五  
二、六  
二、七  
二、八  
二、九  
三、〇  
三、一  
三、二  
三、三  
三、四  
三、五  
三、六  
三、七  
三、八  
三、九  
四、〇  
四、一  
四、二  
四、三  
四、四  
四、五  
四、六

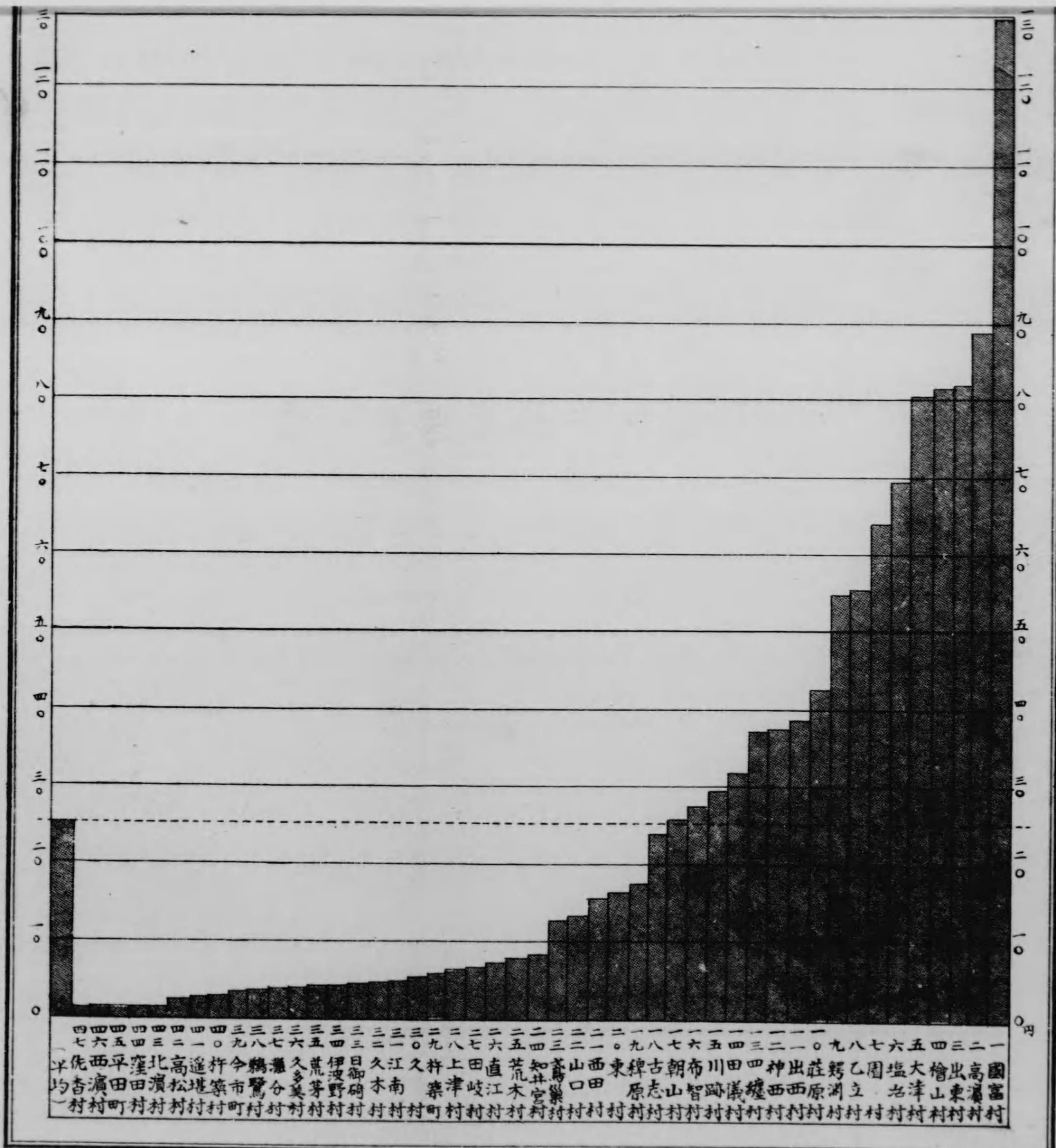


一 國富村  
二 高濱村  
三 出東村  
四 檜山村

町村別勤儉貯蓄額壹人當

大正九年十二月末日現在

130		130
110		110



佐香村  
平均

四、九二一  
一一五、一六八

一、三二九  
二五、〇五六

四七

#### 第四 勤儉貯蓄の事例

##### 一、國富村に於ける勤儉貯蓄獎勵並防貧施設の概要

國富村に於ては村自治協會の事業として去る明治四十五年以來村内各部落に勤儉貯蓄組合の設置を獎勵し毎年恒例として十一月十日舉行の自治協會記念式に於て村内各組合に於ける貯金の成績を發表し勤儉貯蓄の觀念を作勵し又一面貯蓄組合の設置を普及する爲め獎勵金を附與する等力めて村民の貯蓄思想を鼓吹する所ありしが、其の成績顯著にして今や實に其の組合數六十二、人員千二百六十、貯蓄額百二十九萬餘圓の多きに達せり、而して是等組合は各其の目的方法を異にすど雖豫て勤儉貯蓄の美風を涵養すると同時に凶作其の他の恐慌時に備へ以て生活の安定一家の獨立自營を企圖するに在り、今同村に於ける施設中特色あるもの二三を掲げ其の内容の概要を示せば左の如し

##### (一) 大黒貯金

本組合は國富村に於ける貧困者及自治協會長に於て特に加入せしむべき必要ありと認むる者を以て組織し自治協會長之を統轄し一家の獨立自營を保ち兼て納稅義務を完ふせしむる目的の下に成立せるものにして組合員をして積金を爲さしめ又場合に依り各自の手に成れる繩、筵、草鞋等の代用品を以て蓄積せしむる等専ら本組合の目的遂行に力めし結果逐年良好なる成績を收めつゝあり、大正九年十二



月末現在組合員四十七名、貯蓄額六十二圓八十三錢四厘を有す、其の規約左の如し

大黒貯金組規約

- 第一條 本組合貯金ノ目的ハ一家ノ獨立自營ヲ保チ兼テ納稅義務ヲ全ウスルニ在リ
- 第二條 前條ノ目的ヲ達スルタメ組合員ハ月々自治協會長ノ定メタル金額ヲ貯蓄スルモノトス  
但場合ニヨリ繩、苴、草履、草鞋ノ類ヲ以テ代用スルコトヲ得
- 第三條 本組合員タルヘキモノハ國富村ノ定メタル級外者及ヒ自治協會長ニ於テ特ニ加入セシムヘキ  
必要アリト認メタルモノニシテ此ノ組合ノ趣旨ヲ賛成スルモノニ限ル
- 第四條 本組合ハ自治協會長之ヲ統轄シ貯金ノ取扱ハ自治協會會計幹事之ニ當ル、貯金ノタメ差出セ  
ル物品ハ會計幹事之ヲ處分シ欠損ヲ生シタル場合ハ自治協會補助費ヲ以テ之ヲ補充ス
- 第五條 組合員ニ納稅義務發生ノ場合ハ會計幹事ニ於テ當該組合員ノ貯金ヲ隨時引出シ納付スルモノ  
トス
- 第六條 本組合貯金ヨリ生シタル利子ハ其ノ總額ヲ貯金總額ニ配當シ各人ノ元金ニ編入スルモノトス  
但厘位未滿ハ四捨五入シ配當殘金ハ次年度ヘ繰越スモノトス
- 第七條 毎年一回組合員總會ヲ開キ精算ノ調査ヲナスモノトス
- 第八條 組合員ニテ第一條ノ目的ニ叶ヒタルモノハ自治協會長ノ承認ヲ得テ脫退スルコトヲ得

(二) 恒産貯金

本組合は平和記念國富村産業計畫に基き恒産貯金の實行を期せむとし其の蓄積法案を懸賞に依り募集

し大正十年一月設定せるものにして既に實行に着手せり其の要は大正十年より向ふ三十箇年間に四十  
万圓を蓄積せむとするものなり本年蓄積豫定額四千四百圓の内蓄積済のもの既に二千五百圓其の人員  
二百八十人に及べり、規約左の如し

國富村産業計畫恒産貯金規約

- 第一條 本村住民ハ平和記念國富村産業計畫ニ基キ各自ノ恒産ヲ維持増殖スルタメ本規約ヲ設定ス
- 第二條 前條ノ趣旨ニヨリ各自ノ貯金名稱ヲ國富村産業計畫何々(家號)恒産貯金トシ貯金者ハ其戸主  
又ハ世帯主之レニ當ル
- 第三條 恒産貯金ノ總額ハ通シテ四十万圓ト豫定シ大正十年ヨリ三十年間ニ貯蓄ス
- 第四條 前條ノ貯蓄額ハ大凡左ノ標準ニ依ル
  - 第一期 自大正十年一月 五年間  
至大正十四年十二月 每年四千四百圓
  - 第二期 自大正十五年一月 五年間  
至大正十九年十二月 此期末貯蓄額三万八千八十圓(年六分五厘ノ計算)  
每年四千四百圓
  - 第三期 自大正二十年一月 五年間  
至大正二十四年十二月 此期末貯蓄額六万七千六百三十四圓

每年四千四百圓

此期末貯蓄額十一万七千七百十七圓

第四期 自大正二十五年一月 五年間

每年四千四百圓

此期末貯蓄額十八万六千三百三十五圓

第五期 自大正三十四年十二月 五年間

每年四千四百圓

此期末貯蓄額二十八万三千四百四十七圓

第六期 自大正三十五年一月 五年間

每年四千四百圓

此期末貯蓄額四十万九千五百五十二圓

第五條 貯金者ハ其實力ニ應シ各自ノ貯蓄年額ヲ定メ之レヲ貯蓄スルノ義務ヲ負フ

第六條 貯金資力ノ等級ヲ一級ヨリ百級マテニ區別シ每一級ノ貯金年額ヲ一圓ト定ム

第七條 貯金者ノ貯蓄年額ヲ百倍シタルモノヲ以テ各自ノ貯蓄豫定總額ト定メ貯金者ノ都合ニヨリ實行期間内ニ於テ豫定總額ニ達セシメタル時ハ爾後發生ノ利息ハ之レヲ家計ノ資ニ使用スルコトヲ得

第八條 貯金者ノ等級ハ國富村産業計畫實行ノ委員會(以下單ニ實行委員會ト略ス)ニ於テ之レヲ定メ爾後必要アル

場合ニ於テハ更正ヲナスコトヲ得

第九條 貯金者ハ貯金年額ヲ半分シ毎年一、二、三、四、六、七、八、九、十一、十二ノ十ヶ月ニ貯蓄ス

但シ貯蓄者ノ都合ニ依リ年額ヲ一回若クハ數回ニ又ハ數年分ヲ一時ニ貯蓄スルモ妨ケナシ

第十條 前條但書ニ依リ數年分ヲ一時ニ貯蓄スルモノハ年六分五厘ノ利引貯金ヲナスコトヲ得

第十一條 貯金ノ利率ハ毎年十一月ニ於テ有限責任國富村信用購買組合(以下單ニ信用組合ト略ス)ト實行委員會

トニ依リ翌年分ヲ協定ス

第十二條 貯蓄金ヨリ生スル利子金ハ年々貯蓄元金ニ編入ス

第十三條 貯蓄金ハ信用組合ニ預入ルルヲ本義トス

但貯金者ノ都合ニ依リ郵便管署ノ保管セラルヘキ證券ヲ購入スル事ヲ得此場合ニ於テハ郵便保管

ヲ條件トシ保管通帳ハ所屬郵便貯金通帳ト共ニ毎年一回國富村自治協會長之レヲ檢閲ス

第十四條 恒産貯金ハ家督相續ニ依ルノ外賣買讓與又ハ質入擔保書入ヲナスコトヲ得ス

第十五條 恒産貯金ハ左記各號ノ場合ヲ除クノ外拂戻ヲナスコトヲ得ス

一、不時ノ災厄ニ遭遇シ興復ノ資ニ充ツル時

二、家屋ノ新、改築費ニ充ツル時

三、中等程度以上ノ教育資金ニ充ツル時

四、婚禮ノ費用ニ充ツル時

五、原因ノ何タルヲ問ハス家運著シク衰頽セル時

六、土地購入代金ニ充ツル時

六八

第十六條 前條各號ノ事實ハ本人ノ具体的請求ニ依リ實行委員會ニ於テ其當否及ヒ拂戻金額ヲ決定ス  
前條第六號ノ場合ヲ除クノ外如何ナル事由アルモ本人貯蓄額ノ四分ノ三ヲ超過スルコトヲ許サス  
第十七條 貯金ノ拂戻ヲナシタル者ハ更ニ補充貯蓄ニカムヘシ時宜ニ依リ實行委員會ハ其方法ヲ指定スル事アルヘシ

第十八條 恒産貯金ノ取扱ハ自治協會各組毎ニ之ヲナシ組合ニ預ケ入ルヘシ  
總テ自治協會組長ハ其組員ノ代表トナリ組員ハ能ク共同一致シテ組長ノ指示ニ協賛シ連帶融陸ノ實ヲ舉クヘシ

第十九條 本規約ハ國富村長ノ監督ヲ受ケ自治協會之ヲ統卒シ信用組合其ノ事務ヲ擔當ス  
第二十條 本規約ノ成績ハ實行委員會ニ於テ調査シ毎年一回之ヲ公示ス

第二十一條 本規約ハ毎期末ニ於テ其成績ヲ調査シ實行委員會ニ於テ時代ニ順應スルノ策ヲ講ス  
第二十二條 本規約締結ノ證トシテ各自記名調印ス

附 則

第二十三條 本規約ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ實施ス

(三) 地主會規約貯金

本組合は土地所有權の村外逃避を防遏するに要する資金を造成する目的の下に御即位記念事業として大正三年十一月成立せるものにして大正九年十二月末現在貯金高五千四百圓其の人員七十二名に達せ

り、規約左の如し

國富村地主會規約貯金規程

第一條 本會ハ御即位記念事業トシテ會員及小作人ノ土地所有權ノ逃避ヲ防クタメ之カ資金ヲ造成スルモノトス

第二條 前條ノ目的ヲ達スルタメ會員ハ其得米賣却ニ際シ代金ノ内ヨリ俵ニ付キ貳錢ツツ貯蓄スルモノトス但一年ノ貯蓄ハ各自ノ階級ニ相當スル金額ヲ下ラサルモノトス

第三條 前條ノ貯蓄金ハ拂戻ニ制限ヲ付シ本村信用購買組合御即位記念貯金ノ部ニ預ケ入レ會員各自之カ保管ヲナスモノトス

第四條 貯金及拂戻制限ニ關スル事項ハ左ノ如シ

一、國富村地主會規約貯金者何某ノ名義ヲ以テ貯金スルモノトス

二、拂戻ノ際ハ本會評議員會ノ同意ヲ得テ之ヲナスモノトス

第五條 貯金ハ國富村地主會ノ監督ヲ受クルモノトス

附 則

第六條 本規約ハ大正三年十二月ヨリ實施スルモノトス

(四) 地主會施設の善種金及永安家資金

地主會は小作人を愛撫獎勵し米穀の改良增收を圖り地主小作間の融陸と共同の利益とを増進する爲め

會員たる地主より村内收納米の多寡に應じ出資せしめ其の出資金より生ずる利子を以て經費に充用し左の施設を行ひ成績頗る良好にして共榮共存の實を擧げつゝあり

イ、善種金 大正九年度に於て小作人表彰、小作人救恤、講演會、農業倉庫入庫獎勵等の事業を行ひ經費百一圓を要したり

ロ、永安家資金 小作人より左記各項に對して資金を要求したるときは本資金を以て貸付を爲し融通を計りつゝあり、既に融通したる金額四千八百五十六圓餘に達せり

肥料共同購入資金、肥料小舎建築資金、農具共同購入資金、開墾資金、耕地購入資金、負債償却資金

地主會規約

第一條 本會ハ國富村住民ニシテ小作人ヲ有スル地主ヲ以テ組織ス

但他村地主ト雖モ希望ノモノハ本會ニ加入スルコトヲ得

第二條 本會ハ小作人ヲ愛撫獎勵シテ米穀ノ改良增收ヲ圖リ地主小作人ノ融睦ト利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ實行ス

一、明治四十年七月縣令第二十八號米穀輸出検査規則ノ趣旨ヲ勵行スルタメ小作米ノ検査ヲ行フコト

二、小作地ヲ巡視シテ小作人ノ出精ヲ期スルコト

三、小作人ニ低利ノ資金ヲ融通スルコト

四、小作人ヲ表彰シ又ハ慰安會ヲ開催スルコト

五、小作人ヲ救恤スルコト

六、場合ニヨリテハ地主小作人間ノ協調ヲ謀ルコト

七、此他必要ト認ムル事項

第四條 本會々員ノ收納スヘキ小作料米ハ並四等米以上トス但時宜ニヨリ並四等米以下ノモノト雖モ

收納スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ小作人ヨリ辭料トシテ收納米一俵ニ付キ一升ヲ添付セシム

第五條 收納米検査ニ於テ四等米以上ニ屬スルモノハ俵ニ付キ左ノ賞米ヲ給與ス

一等三升、二等一升五合、三等一升、四等上 三合

但北部朝日山ノ四等上ニハ五合ヲ給ス

第六條 本會々員ハ村内收納米ノ多寡ニ依リ地主階級ヲ定メ之ニ依リテ出資金ヲナシ小作人獎勵資金

ニ供ス

第七條 地主階級ハ小作米ノ俵數ニ依リ一俵ヲ以テ一位ト算定ス

第八條 地主階級ハ評議員會ノ認定ニヨル

第九條 出資金ハ階級二位ニ付キ貳拾貳錢トシ階級増加ノ地主ハ其都度出資スヘシ

階級減少ノ地主ニ對シテハ出資金ヲ返付セス出資金ノ返付ハ會員資格消滅脱退ノ場合ニ限ル但減少

階級十位以上ニ及フ時ハ相當出資金ヲ還付スルコトヲ得

第十條 小作地ハ毎年二回左ノ季節ニ於テ巡視ス

第一期 七、八月頃、 第二期 九、十月頃

第十一條 小作地巡視ハ各大字毎ニ其ノ区域内ノ巡視員之ヲ行ヒ其ノ成績ヲ會長ニ報告ス

第十二條 小作地巡視成績調査規定ハ巡視員會之レヲ定ム

第十三條 小作ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ表彰ス

一、其ノ年ノ小作米検査成績佳良ノモノ及五ヶ年以上優良ノモノ

二、其ノ年ノ小作地巡視成績佳良ノモノ及五ヶ年以上優良ノモノ

三、平素ノ勤行他ノ模範タルヘキモノ

第十四條 小作人ノ慰安會ハ五ヶ年毎ニ之ヲ行ヒ同期間ニ於テ第十三條ノ表彰ヲ受ケタルモノヲ以テ資格者トス

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

長 一名 (國富村長へ囑託)

副會長 一名 (國富村名譽助役へ囑託)

幹事 二名 (國富村有給助役收入役へ囑託)

評議員 十名 (口字賀、西代大字二名ツツ國富、美談大字三名ツツ其ノ大字會員ノ互選此ノ期間三ヶ年)

巡視員 若干名 (出資金五圓以上ノモノ其ノ任ニ當ル)

第十六條 會長ハ本會ヲ統轄シ總會役員會等各種ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ代理ヲ務ム

幹事ハ庶務會計ノ事務ヲ分掌ス

評議員ハ別ニ定メタル事項ノ外左ノ任ニ當ル

一、豫算ノ査定 二、決算ノ認定 三、表彰者救恤者ノ決定 四、會長ノ諮問ニ應答

第十七條 本會ノ役員ハ名譽職トス但豫算ニ定メタル費用辨償ヲ支給ス

第十八條 總會ハ毎年一回十一月ニ於テ開催シ當年度ノ豫算及前年度ノ決算ヲ議定ス

其ノ他規約ノ改廢役員ノ選舉又ハ必要事項ニ付會長之ヲ開催ス

第十九條 本會ノ會計年度ハ官廳ノ會計年度ニ依ル

第二十條 本會ノ會計ハ資金ヨリ生スル收入金ヲ以テ之ヲ支辨ス但會費ヲ徴收スル場合ハ地主階級ニ依リ其ノ都度豫算ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 本會規約實行上ニ關シ會長ハ便宜細則ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 資金ノ管理、運用及利息金處分ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第二十三條 本規約ハ明治四十一年十月一日ヨリ實行ノモノヲ改正セルモノニシテ大正九年度所屬ヨリ通用ス

◆ 國富村地主會資金管理、運用、利息處分規程

第一章 資金管理方法

七四

- 第一條 資金トハ地主會規約第六條ニ依リ會員ヨリ出資セル金員及永安家資金善種金ノ總稱トス
- 第二條 出資金及永安家資金ハ資金臺帳ニ登録シテ各自ノ持分ヲ明カニス
- 第三條 資金ニ對シテハ證券ヲ交付セス計算ノ通知ヲナスヘシ
- 第四條 資金ハ第二章ノ運用方法ニ依リ貸付ヲ目的トスト雖餘裕アルトキハ本村信用購買組合へ預入ル可シ
- 第五條 資金ノ拂戻ハ前年度末持分ニヨル殘餘ノ金員ハ脫退者ノ損失トス
- 第二章 資金運用方法
- 第六條 資金ノ運用ハ本章ノ規定ニ依ル
- 第七條 小作人ニシテ左記ノ各項ニ對シテ資金ヲ要スルトキハ之ヲ貸付ス
- 一、肥料共同購入資金
  - 一、肥料小舎建築資金
  - 一、農具共同購入資金
  - 一、開墾資金
  - 一、耕地購入資金
  - 一、負債償却資金

第八條 貸付ハ信用無擔保トシ其ノ期限ヲ五年以內トス

第九條 利率ハ年利七朱以上トス

第十條 共同事業ノ資金ハ五名以上共同者ノ連帶責任トシ個人事業ノ資金ハ保証人一名以上トス

第十一條 總テ貸出金額ハ其ノ共同タルト個人タルトヲ問ハス債務者在住區内ノ評議員全員ノ同意ヲ得テ決行ス

第十二條 資金ニ餘裕アルトキハ會員へ貸付又ハ預入レヲナスコトヲ得但利息ハ年九朱以上トシ會長限リ決行ス

第三章 利息金處分方法

第十三條 資金ヨリ生シタル利息金ハ左ノ二種ニ區別ス

一、永安家資金 利息金ノ十分ノ四

二、善種金 利息金ノ十分ノ六

第十四條 永安家資金ハ會員ノ出資金額ニ配當シテ各自ノ永安家資金ニ供ス其ノ要件左ノ如シ

一、永安家資金ノ配當ハ毎年度末ニ於テ之レヲ爲ス

二、永安家資金ノ配當計算ハ前年度末ノ持分ニ割合シ其ノ厘位未滿ハ切捨トシ之レヨリ生シタル殘金ハ次期ノ計算ニ合併ス

第十五條 善種金ハ本會諸經費ニ充用ス

(五) 産業組合貯金

七五

國富村産業組合は近年組合員の自覺と當事者の畫策其の宜しきを得たるとに依り漸次事業の擴張内容の充實を來し數年以來經濟界の好況に伴ひ貯金も亦激増しつゝありしが大正九年四月頃より一般に物價下落の徴候を呈し財界不安の氣を帶ぶると共に金利の高騰を來せるに依り本組合に在りても數度利率の改正を行ひ時代に順應するの策を講じたりしが幸に貯金の減少を見ることなく倍々増加の趨勢を示せり而して資金需要者に對しては投資事業の性質に稽へ相當警戒を加へ資金の回收に努め一面資金の性質に依りては大に貸出を奨勵し特に貸越契約の締結に力めたる爲め貸出金額に増加し組合員の家計上貢獻せると同時に本組合の利益も相當多く好成績を擧げつゝあり大正九年末に於ける組合員貯金額十萬四千四百八十五圓餘其の人員四百二名に達せり

## 二、鳥取縣西伯郡渡村に於ける家産貯金

鳥取縣西伯郡渡村家産財團期成同盟會規約に基く家産貯金は本年三月の創始にして特殊の施設なるを以て左に其の規約を掲げて参考に資す

### 鳥取縣西伯郡渡村家産財團期成同盟會規約

- 第一條 本會ハ渡村家産財團期成同盟會ト稱ス事務所ヲ渡村役場内ニ置ク
- 第二條 本會ハ會員各自カ勤勉努力ノ徳化ヲ其ノ子孫ニ及ホシ恒久ニ一家ノ安泰ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ會員ハ左ノ家産ヲ造成スルモノトス
  - 一、病傷治療基金

### 二、罹災豫備基金

### 三、生活調節基金

### 四、幼老保護基金

### 五、子弟教育基金

第四條 本會ハ前條ノ基金最大限額ニ達成シタル上ハ永久不滅ニ保管シ其ノ基金ヨリ生スル利殖金ヲ其ノ翌年一月ニ於テ會員ニ拂渡スモノトス

第五條 家産期成最大限額ヲ分チテ左ノ四種トス

甲金五千圓、 乙金一万圓、 丙金二萬五千圓、 丁金五萬圓

第六條 會員ハ資産ノ程度、將來ノ希望ト信念トニ依リ前條所定ノ最大限額中其ノ一ニ就キ計畫ヲ定メ誓約實行スルモノトス但中途誓約最大限額ヲ更進スルコトヲ得

第七條 會員ハ出金額ヲ生ミ出スヘキ元資額金三百六十圓ニ達スル迄毎日金五錢以上カ毎月金一圓五十錢以上カ毎年金十八圓以上カ三者中其一ノ貯金ヲ爲スモノトス

三百六十圓一時出金スルコトヲ得

三百六十圓ノ造成ヲ終リタル後計畫年限ノ短縮ヲ圖ル爲メ尙貯金ヲ爲スコトヲ得

第八條 本會ハ會員ノ貯金ヲ取纏メ之ヲ渡報徳信用購買組合又ハ確實ナル銀行ニ預入レ若ハ土地公債證書其ノ他確實ト認ムル有價證券ヲ買入ル、モノトス

第九條 會員ノ貯金ノ最終納期日ヲ毎年十一月三十日トス其ノ納期日ヲ經過スルトキハ一日金五錢ノ

過怠金ヲ徴收ス

第十條 本會ハ中途拂戻シセサルヲ原則トスト雖役員ニ於テ正當理由アリト認ムルモノニ限り元金ノミヲ還付スルコトアルヘシ

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 理事 四名 監事 四名 書記 一名

但當分ノ内役員ハ渡報徳信用購買組合當該ノ役員ニ囑託ス

第十二條 現金預入銀行又ハ土地公債證券、有價證券買入賣却等其ノ他重要ナル件ハ總テ總會ノ決議ニ依ルモノトス

第十三條 本會ハ毎年一回以上總會ヲ開キ會務ノ狀況並收支決算ノ報告ヲ爲スヘシ

第十四條 毎月一回以上監事立會ノ上本會ノ出納検査ヲ執行ス

第十五條 本會ニ加盟セントセルモノハ左ノ書式ニ依ル加盟誓約書ヲ差出シ會長ノ承認ヲ受クヘシ

書式)

加盟誓約書

一家産期成最大限額 種金 圓

私儀今般貴會ニ加盟致候上ハ自家子孫ノ爲メニ所在困難障碍ニ打勝テテ必ス初一念ノ貫徹ニカメ申スヘク萬一中途拂戻シ掛金遲滯等致候節ハ御規則ニ依リ利子沒收ノ御處分ヲ受クルモ決シテ異議ヲ申立

テサルハ勿論意氣ナキ落伍者哉ト人中ニテ御笑ヒ被下候トモ聊カ苦シカラス  
爲後日依而如件

年 月 日

渡村 大字

何 某 圓

渡村家産財團期成同盟會長門脇重雄殿

三、小直瀧元組合の勤儉貯蓄勸奨

鹿足郡日原村小直瀧元信用販賣購買生産組合に於ては夙に勤儉貯蓄を勸奨しつゝあり本組合は組合員百人内外にして契約貯金の如き二十年後に於て金三万圓を得べき契約成立し年次實行しつゝあり其の他各種貯金何れも頗る好成績を呈せりと稱す

一、特別貯金、毎月一組合員拾錢以上の貯金を爲さしむ

二、契約貯金、貯金思想の徹底を期し併て小産者救済の資に充つる爲め二十年計畫にて百圓乃至千圓の目的貯金を定め通帳に規定の拂込表を掲げ之に依りて毎年二回宛拂込を爲さしむ

三、初穂貯金、農業に依て得たる収入金の百分の一以上を收穫の時々貯金を爲さしむ

四、當座貯金、組合員に浪費を省かしむる爲小切手を發行して支拂を爲さしむ

五、普通貯金、家族をして貯金を爲さしむ

六、据置貯金、一定(一年以上)期間据置の貯金を爲さしむ



本組合員は百人内外なるか契約貯金は二十年後に於て金參万圓を得へき契約成立し其他各貯金何れも頗る好成績を呈せり

八〇

#### 四、篤農家大庭政世氏の勤儉奨励と部落改善

鹿足郡青原村大字富田矢折の大庭政世氏は矢折部落の改善者なり矢折は戸數七戸の農業部落にして大庭氏は大正五年一月精細なる農事調査を爲したるに負債夥しく資産の全部を處分するも尙償ふ能はざるの状態なりしを以て之を救済せしめんと欲し百方部落民の覺醒を促して同氏の指揮に違ふことなく勤儉力行に努むることを誓約せしめ各戸に日記帳現金出納簿同仕譯簿作業日誌現物出納簿米麥消費帳を備へしめ又絶えず實地につきて勤儉を奨め力行を強ひ毎月一回庚申祭を執行して部落民全部を集めて親和訓練に資し此の日を以て諸帳簿の檢閲を行ふ而して濫費を防ぐ爲現金の所持を禁じ専ら財政の整理を行はしめれば日尙淺きも今や整理の緒に就き昨大正七年より規約貯金を設け一等より五等迄の等差(一等一圓、二等五十錢、三等三十錢、四等二十錢、五等十錢)に依りて貯金を開始せしめたり爲に氣風大に改善し部落の前途有望なるを見る尙青年自助會處女會等何れも大庭氏の指導を受け勤勞に依る貯蓄を爲し成績大に見るべきものあり

#### 第五 統計上より觀たる貯金の趨勢

大正十年一月十六日日本郡國富村産業計畫に基く勤儉貯蓄講演會に於ける加地本縣屬の講演を速記せるものなり

私は只今村長さんからお話のございました加地と申す者で御座いますが、大体私は直接此貯金の方の事務は取扱つて居りません、乍併茲に掲げましたやうに、幸に私は平常統計の事務を執つて居ります……世の中の事は何んでも統計を土臺にして行かなければ本統の觀察は出來ない、其本統の觀察をする根本とも成るべき統計を私がやつて居りますから、其統計の上から觀ました貯金といふものを土臺にして、一体ナセ貯金はせなければならんか、また何ういふ方法にして貯金をしたならば宜いかといふ事を申したいのであります、貯金といふ事は既に皆さんも能く御承知であるが、物は話しやう聴きやうといふ事があつて、同じ事でも右から話をするともある、また左から話をするともある、右から話した事は右の耳で聴いて、左から話した事は左の耳で聴く、耳が両方に附いて居るやうに同じ事柄でも種々な方面から聴くといふことも亦必要かと思ひます、今迄此國富村へ來て話をした人は、或は郵便貯金、或は産業組合の預金、或は銀行預金等に就て種々貯金の利益を説かれたかも知れない、夫は皆さんが右の方の耳から話を聴かれたのであるが、私が今日お話をするのは、夫等とはスツカリ毛色を替えまして、郵便貯金でもない、産業組合の貯金でもない、銀行の預金でもない、是等の總てを含んだ貯金に就てあなた方の左の耳から入るやうな話をしたいと思ひます、之は少し打明けた話であります、世の中が段々進んで参りますといふと金といふものが非常に大切な物になつて参ります、皆さんも御承知の通り世の中で何にが最も必要かと云へば金であります、どんなに瘠我慢を出して居つても金が無くては仕方がない、昔、釋迦と云ひ或は孔子といふ聖人も居られた、乍併其釋迦も孔子も金といふ事に就ては一言も云つて居らないやうである、孔子の如きは寧ろ金といふ事を口にするには恥のやうにして居つた、乍併世の中が變つて行きて恰度昨日迄淺利迄あ

つた鐵道が、今日は都野津へ迄延びたやうに、昨日迄は金の話はしてゐなかつたが、今日は時勢の爲に何うしても金の話をせねばならんやうになつたのであります、昔は歴史の裏には必ず女があつた、詰り世の中が興つたり亡びたりする其裏面には必ず女といふものが附いて居つたと云ふ、夫は昔の歴史であつたが、今頃の新しい歴史の頁を繰返して見ると、國が亡びたり興つたりする其背後には必ず金といふものが隠れて居ります、それであるから今日に於ては吾々は何うしても金といふものを土臺として國を興し、金を積んで行きて國を亡ばさないやうに準備をして置かんければならぬのである、今から十五年斗り前の話であつて、未だ私が漸く小學校を出やうか出ないかといふ時分で御座います、皆さんも御承知の通り頼朝が幕府を開きましたのは、現在の東京から程近い所の鎌倉であります、現代の女子として有名な與謝野晶子といふ人の詠んだ歌に「鎌倉や御佛なれど釋迦牟尼は美男におはす夏木立哉」とありますが、鎌倉の長谷といふ所には大佛様が御座います、此長谷の大佛様は奈良の大佛様とは違ひまして非常に美男子である、私も小學校を出るか出ない時に鎌倉へ行きました、此大佛様を見たのであります、一番先に私の目に附いたのは何ういふ所であつたかと云ふと、大佛様の指の組方であつた、此大佛様は親指を上にして人差指を下にして、指尖を曲げて間が空いて居る、それが両方共然うである(指を以て丸を示して)それで私が初めて見た時は、其大佛様が大きいといふ事よりも胸に手を當て、居る丸い物が一番早く目に附いた、さうして夫を見て非常に感じたのである、ハハ……佛様でも矢張(指を以て丸を示して)之が欲しいかなアと思つたです、詰り之は金であります、釋迦牟尼佛でも矢張之が欲しいのかと思ひました、ろこは俗人の悲しさに然う思はれたです

夫を今になつて考へると訝しいが、佛教の本統の話は別としまして、世の中の人は皆な之を持つて居らなければならんぞと云ふ事をお論しになつて居るものと當時私は思つたです、夫は十四五年も前の事でありましたが、私は昨年三月奈良の法隆寺の大佛様へ參つたのであります、大佛様の顔は長谷の大佛様程に美しい事はないが、お像は非常に大きい、私は奈良の大佛様も矢張鎌倉の大佛様のやうに指で丸を拵えてござるかと思ふと然うでなかつた、何ういふやうな手附をしてござるかといふと、右の手の掌を向に向けて直眞ぐになつて居る、左の方は上に向けて膝の上にある、之は鎌倉の大佛とは違つた姿である、私には此大佛様は何にをしてござるか解らなかつた、うちへ歸つてから段々通俗的に考へて、鎌倉の長谷の大佛様と關係をつけて見ると、此大佛様も矢張金の世の中といふ事をお論しになつて居るやうである「お金が溜つたらば少しは此方へよこせ、よこさなければ此手で打つぞ」といふやうな手附であるやうに思はれたのである、時代といふものは妙なもので、佛は曾て金といふ事を説いたことはないが、見方に依つて俗人の目から見ると、奈良の大佛さまも矢張金の事を現はして、少しは佛の方へも金をよこせ、よこさなければ打つぞといふ風に思はれる、其外私共が一般の状況を見て居る上に於きましても、今市に芝居がある金、子供が産れた金、人が死んだ金、其外何事に就ても皆な金といふものが喰附いて居る、斯云ふ風に考へて見ると世の中は生きるにも死ぬるにも金がなければ全くやつて行けないといふ事が解るのであります、然らば其金とは何ういふ性質の金かと云ふと、吾々が只米を作つて其米を賣つたといふ金でない、先づ吾々が食つて、一部は衣服として使ふ、或は家として住居に使ふ、或は酒として飲んで了う、然う

いふやうな金ではないのである、米として食つて了つた、衣服として着て了つた酒として飲んで了つた金、夫等を差引いて後に残つた其金でなければならん、其金は何うして出来るかといふと、所謂貯蓄といふ方法に依らなければ出来ないのであります、詰り生計の費用を差引いた金でなければならぬのである。

茲に一つの面白い話があります、或る非常な怠惰者があつた、其怠惰者が或る物知りの人の所へ行きまして、私は始終働いて居りますが何うも思ふやうに成功が出来ない、一体何うしたならば成功するでせうかと申しました、所が其物知りのお爺さんが云ふには、然うかお前は成功したいと思ふか、それでは今日其成功する方法を教えてあげるから、向の塀の所へ外から松の木の技が出て居るから、アノ松の木の枝にブラ下つて御覽と云はれたから其怠惰者は向の塀の所に出て居る松の枝に両手を掛けてブラ下つた、之で宜しう御座いますか、それで宜しい、之から世の中を安全に渉る方法を教えてあげる、先づ其握つた手の小指を両方共に放して御覽、怠へい放しました」其次は第二番目の指を放し御覽、其次は三番目の指を放して御覽、怠へい放しました」次は四番目の指を放して御覽、怠へい放しました」指を放したら落ちて了ひます」然うだ此指を放したら落ちて死ぬる(指で輪を示して)之が無つたならば決して世の中を安全に渉つて行くことは出来ぬ、と申したと云ふことであります、實際人間は此指を放しちや世の中が涉つて行かれない、之を放しちや社會から落ちて死んで了はねばならぬのであります、

それで大体金の必要な事は斯云ふ例に依ても解りますが、私は今度講演に参ります村は國富村である

といふ事を初めて聞きました時に非常に喜んだのであります、それはナセかと云ふと、皆さんも御承知の通り日本國中には現在町村の数が一万二千三百程あるのであります、此数は一二三の下に零が二つ附いて居つて覺ゆるに都合の好い數字であるから皆さんも覺えて置いていただくと宜しい、其一万二千三百ある町村に於て、國といふ字を附けた村の名は随分澤山にあります、それから富といふ字を附けた村名も澤山に在るが、國富村と附けてあるのは、此島根縣に一つと、福井縣の小濱から少し隔つた所に矢張こちらと同じ國富村といふのがあります、全國を見渡しましても夫以外には國富村といふ村名は一つもない、只夫に似寄つた村は段々あります、和歌山縣にもある、また高知縣にも千葉縣にも栃木縣にもあります、乍併夫等の村は國富村よりもズツト規模が小さい、何ういふ名を附けて居るか云ふと、和歌山縣には「富里村」即ち里を富す村といふがある、高知縣には「富家村」即ち家を富す村といふのがある、また之に似寄つた村名が此島根縣に程近い所の鳥取縣には「浦富村」といふのがあります、千葉縣には之を逆にした「富浦村」といふのがあります、是等は何れも富す方であつて里を富し或は家を富すといふので結構ではあるが島根縣に在る「國富村」即ち國を富さうといふのであるから之は餘程規模が大きい、其國を富すには縣を富さうとする、縣を富すには郡を富さうとする、郡を富すには勿論村を富さうとして居る、詰り村を富すといふのは斯云ふやうに郡を富し縣を富し、國を富さうと云ふ村でなければならぬのであります、

りれでは現在此國富村は果して國を富す方法を講じて居るか云ひますと、之は立派に出来て居る、或は今既に爲さんとして居るのである、島根縣全体を見渡して見ますと、立派な村が随分澤山にあり

ます、乍併表面に於ては相當に充實して居るやうに見えて居つても其實際を見ると却て充實して居ない、上から貯金をせよと無理に云はるゝから、仕方がないで、ホンの言譯の爲に貯金をして居る、夫は村長さんの手前、議員さんの手前を思つて毎日一錢づつの貯金はやつて居るが云ふやうな村はあつても、本統に自覺した上から貯金をして居る所は尠い、村長さんの手前でない、議員さんの手前でない、之は全然自分の爲に貯金をして居るといふ村は餘りないやうである、日本全國の中で此島根縣は面積の上から申しますと十九番目に居るのでありますから随分廣い面積を有つて居ります、人口の上から云ても良い位地に居る、尙貯金額の位地も日本全國に於て面積や人口に比較して之に劣らない地位に在るかど申しますと、之も幸にしてそんなに悪い位地には立つて居ない、平均よりも大分好い地位に居るのであります、夫は郵便貯金の方を見ましても、亦一方銀行預金の成績を見ましても、或は産業組合の貯金の成績を見ましても相當好い地位に居る、然らば島根縣は全國の中でどんな地位に在るかといふ事を見るのは詰り統計に依らなければ外に之を見出すものはない、夫に就て今日私はお話をしてみたいのであります

島根縣の貯金は全國中に於てどの位な地位に居るかといふことを調べました表を今日持つて來ましたが、此表は急いで作つたので餘り好く出來て居りませんが、只斯云ふ割合になつて居るといふ事の大體を御覽になることを願つて置きます(統計圖を掲げ)一休斯云ふ貯金杯といふものを比較いたしますには、例へば島根縣は何万圓ある、鳥取縣は何万圓ある、沖繩縣は何万圓あるといふやうに、只數字だけを並べて比較して見ましても、夫では實際の事は解らん、縣の大きい所は矢張貯金額も大きくな

ければならん、沖繩縣のやうな小さい所は貯金額も從て少くなければならん、尤も偶々變例もありますが……詰り全國の各府縣を對照して之を比較するといふことになる、先づ島根縣の貯金は人員百人に就て預人員はどの位な割合になつて居るか、鳥取縣も百人に就て貯金の預人員はどの位であるかといふ事を観る、然うすれば縣は大きくても小さくても一律に比較が出來ます(圖を指して)此方に掲げましたのは郵便貯金の方であつて、預人員は人口百に就て幾等といふ事になつて居ります、斯云ふやうに人口百に就て預人員が何程あるかと申しますと、全國中で一番高い地位に居るのは滋賀縣であります、それで滋賀縣は何人あるかと申しますと、人口百人の中で七十人貯金をして居る、之を小さくして云ふと、十人の中で七人迄貯金をして居る、只残り三人だけが貯金をして居ないといふことになります、夫に次いで宮城縣で之は百人に就て五十八人貯金をして居る、次に奈良縣は五十五人、東京府は五十四人、京都府が五十三人、次に島根縣は五十二人、箇様にして見ると島根縣は全國中で以て第六番目の地位に居ることになります、百人の中で殆ど半分だけの者は貯金をして居るといふことにならる、して見ると此島根縣は全國の中では決して愧かしくない位地に在るのであります、乍併未だ一方を見るといふと七十人といふ滋賀縣もある、五十八人といふ宮城縣もあるが、今少し努力をすれば直ぐに此上の位地に進むことが出來ます、それから此方に掲げました表は貯蓄銀行へ預金をして居る人員である、之は人口百に就てどの位かといふと、一番上に在る多いのは大阪府である、百人の内六十四人貯金をして居る、次は東京府で百人の内五十七人貯金をして居る、其次は京都府で百人の内五十一人、次は岡山縣の二十八人、次は滋賀縣の二十二二人、廣島縣が二十人、兵庫縣が二十人

島根縣が二十人、箇様にして見ますと廣島、兵庫、島根は皆同様であるから、島根縣は全國で以て矢張六番目に居る、詰り郵便貯金でも、或は貯蓄銀行の預金でも島根縣は全國中で第六番目の地位に立つて居る、一道三府四十三縣の行政區劃がありますか、其中で六番と云へば餘り愧しい地位には居らないのであります、それでは島根縣よりも下は何ういふ状況であるかと申しますと、大体自分より下の方を見る必要はない筈であるが、併し人情として夫が知りたいものである、例へば自分のうちに金が出来ると、自分の内には大分金が出来たが隣の家は何うか、向の家はどんな具合かといふ事は知りたいものであるから之も申しますが、お隣の山口縣、鳥取縣、或は廣島縣あたりとはどの位な違ひになつて居るかといふ事を比較して見ますと、郵便貯金の方は山口縣も鳥取縣も廣島縣も、此島根縣よりはズット下つて居ります、それから此方の貯蓄銀行の方を見ますと、之も山口縣鳥取縣の方は島根縣よりも下つて居りますが、廣島縣は島根縣と同等の地位に在ることになつて居ります、箇様にして見ると中國筋に於きましても島根縣は決して愧しくない地位に居るのであります、それで此兩方の表を比較して見ると斯云ふ事が判る、夫は何にかといふと、一方郵便貯金の預人員が人口百に就て一番多いのは滋賀縣であるが、それでは貯蓄銀行の方は何うかと云ひますと、此方はズット下つて居ります、それから二番目の宮城縣、三番目の奈良縣あたりは何うかと申しますと、之も島根縣よりも下つて居る、それで私達は斯云ふ事に就て斷言が出来ます、何にかといふと、郵便貯金の多い所では、自然貯蓄銀行の預金人員は少い、それはナセかといふと、郵便貯金の預人員の多い所は概して地方である、即ち町村の多い所である、貯蓄銀行の預金人員の多い所は多く都會である、即ち市の多い所であ

る、此貯蓄銀行の預金の表を見ましても、一番二番三番は三府であつて、即ち大阪府、東京府、京都府は貯蓄銀行の預人員が多い、それで一方此方を見ると、一番二番三番の滋賀と云ひ、宮城と云ひ、奈良と云ひ、然う大いた都ではない、それであるから此村なり縣なりが開ければ開ける程、此貯蓄銀行の預人員が多くならねばならん、然うでせう初めて市が置かれますといふと、各銀行は直に支店なり出張所を設ける、さうして郵便貯金と競争を始めるから自然資金といふものが此方へ吸収される、また郵便貯金の方は上の方は預入の制限があつて、可成細かい金を預けるに便宜の好いやうにしてある、之に反して貯蓄銀行の方は比較的大きい金を扱ひます、それであるから町村でも産業が発達して來れば一度に多くの金が入るやうになるから多く貯蓄銀行の方へ預けるやうになるが、之に引換えて産業が餘り發達せないといふと、町村の細かい金は先づ郵便局の窓口へと運ばれるのであります、

先づ箇様に全國に比較して見ると、島根縣は餘り愧しい位置には居らないといふ事になりますが、然らば簸川郡は島根縣全体に比較して其位置は何うであるかといふ事を見る必要がある、それが今度出て來る表であります、茲に出しましたのは、此簸川郡は島根縣全体の内での位な所に在るかといふ比較圖でありますが、前と同じやうに比較しても興味が無いと思ひましたで、今度は斯云ふ圖を以て現はして見たです(一郡を一軒の家として其位置に依て比較したる圖なり)島根縣の内以て各一戸に就てどれだけ貯金をして居るかといふ事を郡別にして見たのが此表であります、本縣の人が一人當りどれ位な貯金をして居るか夫を郡別にして、例へば此簸川郡の内で一戸當りにどれだけ貯金

をして居るかど申しますと、茲に家が十四並んで居りますが、此十四は一島一市と十二郡である、一番此方に在るのが八束郡で、之が能義郡で、それから仁多郡、大原郡、飯石郡、簸川郡、安濃郡、通摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡、次に隱岐、松江市といふことになつて居ります、然うして簸川郡の一戸當りの貯金額は此位置になつて居る(圖を示して)此内で一戸當りで一番多く預けて居るのが安濃郡である、之に就て圖の見方を一寸申上げて置きますが、斯云ふ圖であるど何所でも一と所を決めてそれから標準を取れば宜い、安濃が一番高ければ夫を標準にすれば宜い、若し簸川が一番高ければ簸川を標準にすれば宜い、それで簸川郡は一戸當りどの位な貯金をして居るかといふと、一戸當り百十六圓貯金をして居る、此中で一番最高の安濃は一戸當り三百八十三圓貯金をして居る、之と反對の一番下の鹿足郡は一戸當りの貯金は四十三圓である、それで簸川郡は島根縣各郡全体の平均の位置に對して何ういふ所に在るかど申しますと、最高の安濃郡は山の頂上に家があるが、之が平均線で詰り山の麓が平均である、遺憾乍ら簸川郡は未だ平均よりも下つて居ると云はなければならぬのである、山の高い所に在つて向の見晴しの好い所を見やうと思つてもそれが出来ない、簸川郡は始終平地斗りを觀て居らねばならぬといふ地位に居ります、先づ飯石郡八束郡あたりは恰度別荘のやうな風です、餘り高い所は人から羨れる處があるかも知れないから此位な所が適當かも知れん、之は一戸當りを見たのであるがそれでは一人當りは何うかといふと、尤も一戸に就て人間が四人或は五人居ります、統計の方では全國の平均一戸當りは四人八分といふて居りますが、此八分といふ端は何うして云ふか、人間に八分の間といふ事は無い筈であるが、之は全國の中から割出しますから、然う

いふやうに四人八分と申しますが、先づ全國の平均は一戸當り五人と見ます、併し今度の國勢調査の結果に依りますと、残念乍ら島根縣は四人五分位になつて居ります、人が減つたのか或は家が殖えたのか兎に角減つて居ります、此圖は奈良の春日の山へ遊山客が來て居る所で、誰が一番先に山の絶頂に登るかど申しますと、茲に居る者が一番先に着きさうである、夫は何所かといふと矢張安濃郡である、それでは簸川郡はどの邊に居るかといふと、漸く茲に來て居る、此足下に引いてある線が平均である、島根縣全体の平均一人當りの貯金額は三十圓であるが、簸川郡は一人當りが二十四圓であるから片足だけは一寸平均の網に引つ掛つて居るが未だ平均に達せない、安濃郡あたりに比較すると大分劣つて居る、安濃は六十三圓斗りになつて居る、然うして是等の表は單に郵便貯金或は銀行預金といふやうなもの斗りの比較ではない、之は有らゆる貯金の全部の比較であります、之は各郡の郡長さんに調べていただいた結果でありますから、其出し方に就ては私は何んとも申しませんが、兎に角私は此數字が確なものとして申上げるのであります、或は實際上に於ては是よりも上の方に簸川郡が居るかも知れませんが、先づ之を根據とすれば簸川郡は平均よりも未だ劣つて居る、島根縣は全國で六番目に居るが、簸川郡は島根縣の平均よりも劣つて居るといふ事だけは、御自覺になつていただきたいのであります、それではナセ斯云ふやうに簸川郡は平均以下になつて居るか云ふと……簸川郡のみならず一人當りの貯金の少いのは種々な事情があつて箇様に高下がつくかも知れませんが、乍併要するに皆さんの一人當りの貯金額は多くなれば、此平均を突破する事は何んでもないといふ事になります、生れ立ちの子供の多い所は一戸當りの平均額がズツト減つて來ます

従つて一人當りの貯金額も減つて來ます、それに引換えて子供の多く出來ない割合に勞力の多い所は自ら一戸當りの貯金額も昂つて來る譯であります

サテそれでは一体貯金をすればどんな利益があるかと申しますと、先づ貯金をするといふ事は資本をこしらえるといふ事である、例へば産業を興すにしましても、土地を買ふにしましても、其買ふ金といふものは何所から出るかといふと、平常自分の収入の内から要るだけ引いて跡に残つた物を貯蓄をして行かなければ土地が買ひたくても其土地を買ふことは出來ない、事業を起さうと思つても事業をする譯にゆかん、それであるから貯金の第一の利益は資本をこしらえるといふ事になつて居ります、所が此資本をこしらえるといふ事が却々徹底して居らないのである、亞米利加には農業蟻といふ蟻が居るさうです、一名百姓蟻とも云ふて居る、此農業蟻といふのは春の彼岸頃に出て來て、秋の彼岸には隠れて了う、春の彼岸になると蟻が各々草種を一つづつ、肩に脊負つて出て來て、お天氣の好い時分に所謂人間の云ふ田植でもしやうかといふ風で、最も日當りの好い比較的平たい土地で、木の葉杯の落ちた跡らしい所へ持て行きて、自分等が脊負つて來た種を一つづつ、蒔いて、足で以て種の上に土を掛けて置く、然うすると自然の恵みを以て其種から芽が出る、夫は一種の苔のやうなものださうです、さうして實が成りますと其内の幾部分は自分等の食物にして喰つて了うが、秋になつて其草の種を又肩に脊負つて穴の中へ運んで、次の彼岸が來る迄は吾々がお米の俵でも積んだやうにして置いて然うして毎日夫を崩して食べて居るさうです、之を農業蟻と申して居る、無論蟻は吾々のやうに金を以て物を買ひません、また金を造ることも出來ませんから、然ういふ草の實を以て自分の資本とし、

自分の食糧として、尙夫を残して自分等の不自由のないやうにして居りますが、之を以て見ますと、空飛ぶ鳥のやうに單に食つて唄つて居る斗りではいけない、土地を這ふ虫のやうに只食つて啼いて居つても仕方がない、それでは此世の中に於て少しも生活の向上といふ事のないことになつて了う、人間は先づ以て貯蓄が出來て資本がドツサリ出來て夫に依て産業が發達して行けば、其家の暮向が樂になつて來ますから、何んとかなく家内中が安心が出来る、金を溜めて貯金帳が自分の懐に入つて居れば、自分の娘が嫁に往つた、或は自分の娘は大分腹が大きくなつた、いつかモウ子供が生れるであらうといふ場合に於ても非常に安心して居られる、それに反して貯金といふやうな事をして居ないといふとモウ自分の娘は三月にも四月にもなつた、早く産着ても買う金をこしらえねばならんといふやうな風で、自分の娘の顔を見る度にブルブルと心配して居らねばならん、或は今隣の家へ義捐金の勧誘に來た、屹度自分の家へも義捐金の勧誘に來るであらう、義捐金は出したが無いものは出されぬ、サア何うしたら宜いだらうといふので、隣へ義捐金の勧誘者が來ても、もうブルブルと心配して居るといふやうな有様である、夫を貯金の通帳にドツサリ預金をして居れば、ドン／＼とお出でなさい幾等でも義捐は出させう、隣村からでも其先の村からでもドン／＼とお出でなさい、と云つたやうに安心ができません、ろんな家庭はいつでも春風駘蕩和氣霽々として居るやうになります、それから貯金をして居りますといふとこんな事がありましたも、例へば火事があつても、海嘯があつても、山崩れがあつても流行病があつても人が死んでも生れても少しも麻胡づく事がない、ナセかといふと世の中が未だ開けないで自分の家一戸で近所隣もないやうな時代ならば、自分の家だけが火災の用心をして、自分

だけが衛生法を守つて居りますれば、虎列拉にも罹らず疫痢にも罹らぬやうにどんな豫防も出来るのであるが、段々世の中が開けて来て、隣の家にも人が来て住むやうになつた、向側にも人が住居をするやうになつたといふ事になれば、井戸は三軒で以て共同で使はねばならん、若しも其井戸の中へ偶然腸窒扶斯の微菌でも入つて来るといふと、假令自分は平常能く衛生の道を守つて居つても、井戸の關係からして遂に腸窒扶斯に罹ることがあるかも知れない、或は自分の身体は無病健全であつたが、フトした事より怪我でもして己むを得ずお醫者にかゝらなければならんやうな事があるかも知れん、然ういふ事は至て微細な事であるが、萬一不幸にして火災に罹つて自分の家が丸焼に遇ふたとか、或は洪水があつて家屋は素より田畑迄も押し流されたといふやうな不幸のあつた場合にでも、豫て貯蓄といふものが出来て居れば嘗に自分一家の災難を救ふのみならず近所隣の災厄も濟つてやる事が出来ます、然ういふ不幸のあつた場合にも先立つものは金である、貯蓄をして居らなかつた者は然ういふ場合には實に哀れなものであるであります

モウ一つ貯金の主な利益に付て申しますと、吾々の一家の平和を保つて行く上に於て何うしても貯金が必要である、多くは貧家の喧嘩は金が元になつて居る、金があつて家の暮向が裕であれば夫婦喧嘩は餘りないものである、例へば年末の賞與を貰つて、細君は、今度は妾の方の衣服を買ふて下さいといふ、良人は、イヤ今度は自分のを買はねばならんといふので遂に争ひが起る、夫は一度に両方の衣服が買へないからである、金さへあれば、衣服が欲しいか、それではお前の衣服も買つてあげやうが俺の衣服も買はうといふので、餘計な喧嘩もなくして濟むが、俺の方を先に買ひたい、イヤ自分の

が先だと云つて、夫も喰はないやうな夫婦喧嘩の起るのも其元は金がないからである、之は能く川柳杯にもあることですが、親の死んだ枕下で悲嘆の央であるにも拘はらず子供が寄集つて形見の争ひをするといふも、詰り形見にするものが澤山にないからである、其外金がない爲に家庭の平和を亂すことは勘くないのである、不良少年と云つても中には先天的に不良の者もありませうが、要するに自分分は金が欲しい、外を歩いて見てあれが買ひたい、乍併買えない、金がないからである、活動寫眞の藝題替りを云つて来た、自分もどうか行きて見たいが行かれない、夫も金がないからである、ソコで無理に何んとかして活動寫眞を見に行く方法を講ずる、或は欲しいと思ふ品物を買う方法を考へる、遂には長い手で以て餘所の物を万引して来るやうになる、それであるから不良少年を出す家庭も本はと云へば矢張金が不足からである、箇様な点から見ましても吾々は貯金帳が懐にないといふと圓滿な家庭をつくる事が出来ないであります

それでは此貯金をします上に於て何に一番必要かと云ひますと、第一番に吾々の身体を常に丈夫にして居るといふ事である、皆さんも御承知の通り吾々の身体が健全であればどんな仕事をして面白く、何に食つても不美くない、乍併身体が健全でないと思ふやうに仕事も出来ない、殊に女子の如きは「ヒステリー」を起すと、角を出さんでもい、所へ角を出すから何時も家庭が面白くない、或は世の中を悲觀して了つて、貯金杯といふ事は少しもしない、人生五十年といふが、自分のやうな弱い身体では何うせい長命は出来ない、殊に人の命は當てにならん、夜半に嵐は吹かぬものは、然う末を楽しむ必要はない、それよりも豫てべたい帯でも買つてませう、着たいと思ふ衣服でも着ませうと



いふので、貯金を取出して皆な呉服屋へ拂つて了う、それで在つた貯金も無くなつて了う、ナセならば自分の身体が弱いからである、それと反對に自分の身体が健全であれば今頃メたいと思ふ帶も、モウ少し餘計に貯金をしてモット／＼好い品物を買ひませう、着たいと思ふ羽織も今は辛抱して、モット金を澤山にして好い物を買ひませうといふ事になる、併し病身で何時自分は倒れて了うか分らんといふやうな身体では何うしても貯蓄が出来ない、デあるから先づ貯金をするには第一に身体を健康を保つて行くといふ事が大切であります

次に貯金をしますには、何うしても之を規則的にやるといふ事が必要であります、規則的に貯金をして行きませんと、幾等仕事をして収入が多くなつても貯金といふもの、財源は出て来ない、ナセかといふとダラシなくやつて行きますと、例へば毎日十錢づゝ金が貰える、其内五錢だけは外の方へ使つても残り五錢は必ず貯金をするといふ事に決めて置けば、僅に五錢の金でも規則的に貯金をすることになれば所謂塵も積れば山と爲りますから遂には夫が大きな金になる、若し然うでなくして、十錢貰つて今日は五錢使つたが、明日は八錢使つて、明後日は七錢使ふといふ風では、何時迄経つても金は残らない、ナセかといふと、今日は五錢の物を買つて満足して居るが、明日は何うも五錢では満足が出来ない、明後日は自分の懐には十錢づゝ入るからといふ考があるから夫を當てに使つて了う、汽車に乗つて隣の席に居る人のピンを見ると、自分の物よりも上等らしい、自分も一つあゝいふのを買ひませうといふ氣になつて、五錢で買はうと思つたものを夫を見てからは今度は七錢のピンを買はうといふことになる、然ういふやうにして段々好い物が欲しくなると、今度は十錢の物では満足が出

来ないで、十三錢十五錢の品物を買う、詰り借金をしても好い物を買ひたいといふ事になります、それであるから十錢入つた金の内で、どうしても五錢だけしか使はないといふ事に決めて置けば、残りの五錢は僅かながら塵も積つて山となり、一滴の水も集れば河になるといふ譯であります

此貯金といふことに就ては無論皆さんは度々お聴きになつて居るので御座いませうが、何うも今迄の多くの人は貯金をするに就て根氣といふ事を餘り話して居られんやうであります、私は此貯金をするといふ事に付ては何うしても根氣といふものが本にならねばならんと思ひます、譬へば茲に一本の燐寸がある、之を摺れば火は出ますが、其儘にして置けば僅に一寸足らずの木が燃えて火は消えて了う若し鉋屑にでも其火を移しますといふと大きな火になります、夫を今度竈の中へ入れて薪に移せば竈一杯の火になる、夫を更に大きくすれば其所等は一面の火となつて、佛教で云ふ方とは意味は違ひますが、元は僅に一寸の火も段々大きくなれば到頭火宅の世の中を實現するに至るのであります、根氣といふものは實に恐ろしいもので下女のおさんが竈の下を吹く火吹竹から出る空氣は僅かな力であるが夫を根氣よく吹きさへしますれば少し斗りの火種も段々大きくなつて、竈一杯の火となる、君々の生命を繋ぐ御飯も炊けるお湯も熱くなるれば何にかといふと下女のおさんが間斷なく火吹竹を吹くといふ根氣に基く譯であります、今摺つた燐寸は何にかといふと所謂貯金の元金である、假令僅かでも一旦其元金に火を附けて、火吹竹で以て根氣よく其貯金の火種を吹きますといふと、聽ては吾々の命を繋ぐ御飯も炊ける、お湯も沸くといふ結果が現はれるのであります、彼の二宮尊徳先生も斯云ふ事を申されて居ります、タトヒ百万石の米と云つても、其百万石の米は、米全体を指して云つたもの

であつて、決して一粒の米ではない、矢張小さな一粒の米が集つて、あゝいふ百万石の米となるのである、然うして見ればどんな小さなものでも積み重ねて行けば、随分大きなものになるではないかと云ふ事を二宮尊徳先生も云はれて居る、之は貯金の奨励としては最も好い例であると思ひます、其次は貯金をします上に於て……之は普通貯金を勧める人も申して居りますが、貯金をするには自治と云つて自分の事は自分で治めるといふ事が必要である、トコロが之が却々旨く行かないのである、主人は、主人自身を治めて居ればいゝ、細君は細君で自分を治めて居ればいゝ、子供は子供自身を治めて居れば宜しい、乍併多くは却々然う行きかねます、世の中は馴れ合ふと云ふが、餘り凭れ過ぎて居る、今迄學校杯へ通つて居つた時分には、將來は餘程見込のある女と云はれた者が、モウお嫁にでも行くといふと、始終良人に斗り凭れて居る、經濟の事でも然うである、月末になると何時でも自分で引受けた金が足らんで、良人の財布から出して貰ふといふ風である、年度の月末には金が足らなかつたが、此次の月には良人の財布から出して貰はないといふやうに自分で工夫をして行く人が甚だ多い、足らぬ時分は良人から出して貰えるといふので矢張良人を使つて居る、子供にしても然うです、親から金を貰つたら其金を自分自身で旨く使つたらばいゝが却々然うでない、例へば今日お金を三錢貰ふと、其金は皆使つて了つて、明日の足しには少しもしないやうな使方をして居る、今日三錢貰つたならば、今日は二錢使つて、残りの一錢は、明日又貰ふ三錢のお金に添えて幾等か使はうといふ風にしたいのである、之は單に個人のみならず、村は村で以て斯云ふやうにして治めて行く、縣は縣で治めて行くといふことにせねばならん、尤特別な仕事を起さうといふ時分には別であるが、夫以外に

於ては村が金を借るとか、或は縣が金を借るといふ事は、餘り面白くないことでもあります、縣としても村としても自分は自分で治めるといふ事は大切であると思ひます、一軒の内でも戸主と云へば殊に日本の戸主には男子が多い、日本のやうに男尊女卑の國では兎角主人が威張つて居る、戸主は戸主風主人は主人風を吹かして、動もすると傍の者に迷惑を掛けて居ります、それで以て主人の金の使方はいつでも怪しくなつて居る、例へば一と月の主人の小使は十五圓と決めてあつても、其内の五圓位は何うも怪しいことになつて居る、ちれで一方細君に向ては一家の經濟といふ事を非常に入念しく云つて居る、若し細君の方で何うも足りないといふと云へば、それでやれない筈はない、お前の遣方が悪いのである、隣の家族は何人あるでないか杯と云つて、直に隣の事迄引ツ張り出して細君を叱るやうな主人が、此國富村にはないか知らんが、廣い世の中には随分あります、デありますから然ういふ場合に於きましては、主人は其行衛不明になる五圓の金を貯金して置くとか、或は細君の平常の骨折に對して臨時的に何にか買つてやるとか、或は子供の教育の爲に貯金でもしてやるといふ事になれば、夫を見做つて細君も貯金をする子供も貯金をするやうになる、箇様に家内中が貯金をするやうになると、貯金帳を持って行く下女や下男迄が夫では私も貯金をしませうといふ事になる「上の好むところ下之に倣ふ」といふ事がありますが、然うなると一家中が皆な貯金をするやうになると思ひます、ところが世の中にはオルイ者があつて、それでは來月から自分も貯金をしやうといふので、是迄一ヶ月十五圓づゝの小使を二十圓にして呉れと云つて、細君の方の金を五圓セブツテ然うして五圓の貯金をする人もあるさうですが、然ういふ貯金では何んにもならない、主人が自分は去年迄は非常に高い麥稈帽を買

ふて冠つたが、今年はズット兪末な帽で我慢すると云へば、奥さんの方も去年は鼈甲の筭を買ったが、今年は「セルロイド」で済して置かうといふやうになる、箇様にして一家中が主人も細君も子供も皆な揃つて貯金をするやうにならねばならんと思ひます。

然らば何ういふやうにして貯金をするかといふと、其方法は種々ありますが、普通女といふものは金から金を産まさうと斗りするから却々骨が折れますが、貯金をするには必ずしも金斗りを儉約するに限らない、一寸台所に往つて見ても貯金をする品物は澤山に在る、例へば桶にしても其他の道具にしても、或は醤油にしても米にしても麥にしても、然ういふ品物からドシ／＼金を絞り出すことが出来る、夫は何ういふ方法かといふと、昨日迄は八十錢の醤油を買つて居つたが、ソツト知れないやうに今日は七十五錢の醤油を買つて置く、其位の違ひでは主人杯にはハッキリ分りません、細君は主人の知らない間に五錢だけ絞り出して夫を貯金にする、漬物桶でも然うです、今年は桶を新に買はうと思つたが、輪を替へたら使えるのがあれば籠を替へて夫で済ます、そこに於て五十錢とか六十錢とかいふ金を絞り出すことが出来るから其金を又貯金をする、或はお米にしても然うです、昨日迄は眞つ白な米の御飯斗りを炊いて居つたが……餘り粗末な物を食べるのも好くないですが……今日からは多少麥を入れる、少し位は麥を入れても、子供や主人に然う云つて置けば餘り不平はあるまいと思ふ、箇様にして其白米と麥との間に多少でも餘裕が出て來ますから夫を貯金にする、併し其邊は程度問題であつて、餘り貯蓄に斗り重きを置いて吝嗇になつてもいけない、其邊は中庸を得たいものであります、然ういふやうにして主人もおかみさんも貯金をするといふと、今度は子供も貯金をする、先生からも

毎日切手を貼つて來いと云はれる、切手を貼つて行けばお金が溜るから僕も貯金をするといふことになる、尤之に付ては問題もあります、子供に貯金を勧めるのは善いか悪いかと云ふ事に付ては段々議論もありますが、私は之は差支ないと思ひます、一方の議論としては子供に對して餘り貯金を奨めること、子供の性質が身しくなつて、さうして欲しい物も買つてやらぬと、人様の物に迄手を出すこと云ふやうなことになる、夫で子供には餘り貯金を奨め過ぎてはいかぬといふ議論もありますが、私は斯う思ふです、貯蓄といふ事も譬へば双物のやうなもので上手に使へば種々な効用があるが、使方に依ては危険なものである、鋭利なる斧は森林の伐材も出來ますが、間違へば自分の足も截る指も截ることがある、子供に貯金を勧めて偶々害があるから止めさせたが……といふのは、双物を持っては怪我をするところがあるから双物を持つことは止めるが……といふも同じである、擊劍等でも熱心に稽古をする時分には偶々肋膜炎等に罹つて死ぬる人もある、それだと云つて學校で擊劍をやる事を止める譯にはゆかぬ、子供の貯金といふ事も然うである、遣方に依ては害もありませうが、遣方さへ好ければ少しも害はない、子供の時分に一厘の金を積むといふ事は、將來數千万金を積むといふ種になるのである、併し私は今頃の子供の貯金の遣方は餘り面白くないやうに思ふ、子供が貯金をするからと云つて、毎日お母さんから一錢づゝ貰つて、夫で切手を買つて貯金台紙に貼つて行くのであるがあれは餘り面白くないやうである、子供は何んの爲に貯金をするといふ方よりも、只切手を買つてピタ／＼貼るのが面白い位である、私はそれよりも斯云ふやうにした方で却て好いでないかと思ひます、例へば筆を買つて下うといふ時分に筆屋に往つて、子供は十錢の筆と八錢の筆とを見て、お母さん此十錢の筆を買つて下

さいといふ、お母さんは、十銭の筆よりも八銭の方にして置きなさいと云つて、八銭の筆を買つて歸つてから其子供を膝元に呼んで、今日お前は十銭の筆が欲しいと云つたが、お母さんは八銭の筆を買つてあげたが、此二銭だけは貯金にして置いて、お前が大きくなつてから、十五銭の筆が欲しいと思ふ時には十五銭の筆を買つて然うして一層立派な文字を書きなさい、と云ふやうにして一方品物を儉約して貯金を奨めるといふ事が宜いでないかと私は思ひます、だうも今頃の子供のやうにお母さん貯金をするからお金を下さいと云つて一銭でも二銭でも母親から貰ふ、然うして又今日は何に買うからお金を下さいと云つて金を貰つて買物をする、それでは本統の節約から出て来る貯蓄心の養成をすることにほならぬかと思ひます、必ずしも貯金額の大きくなるのが目的でない將來貯金をする精神を養つて行くのが子供に對する貯金の主でないかと思ひます、私が未だ九つ斗りで、東京の小學校に在る時代に、赤坂區に氷川神社といふがあります、氷川神社には何所でも須佐之男命が祀つてありますが、須佐之男命の本家本元である此藤川郡へ參つて、斯云ふお話をするのは不思議な縁であります、私は子供の時分には能く赤坂の氷川神社にお参りをしたものである、それは此神社のお祭にはお神樂があつて、例へば須佐之男命の蛇退治杯をするには種々な面を被つて舞をする、笛や太鼓も入つて居るから子供には非常に面白かつたのであります、お参りをするといふが殆ど夫が目的であつたのである、それで私がお参りをする時分には、小使錢の外に必ずお賽錢として一錢づゝ貰つたものです、或る日恰度氷川神社にお祭があるのでお参りをしたが、途中でフト私は思出した、ア、今日私は郵便貯金をせねばならぬのであると思つた、所が氷川神社の前の方に飴でこしらえた槍があつたです

其槍が三錢であつたらば宜かつたのであるが四錢であつた、自分の小使は三錢しかなかつたが、其外に一錢のお賽錢があつたから、四錢で以て其槍を買ひたくて溜らない、四錢の金を出して到頭飴の槍を買つて神様の前へ行ききた時分にフト氣が附いた、槍を買つたは宜しいがお賽錢を上げることが出来ない、サア何うしたら宜らう、何時でも氷川様にお参りをした時には、自分の上げるお賽錢の音が一番いゝと云ふのでコロ／＼と投げ込んだものであるが、今日は上げますお賽錢がない、マサカ手に持つて居る槍を投込む事は出来ぬ、モウ困つて了つた、其時に恰度お参りに來た人が私に向て、お前は何に考へて居るかと問はれて、私が其人に云ふには、私はお母さんから一錢のお賽錢を貰つて來たのであるが、途中で是々で以て此槍を買つたのでお賽錢を上げる事が出来ない、何うしたらいゝかと思つて居るといふと、然うか、それでは今日のお賽錢はお前にあげやうと云つて一錢のお金を貰つたのである、其貰つた一錢のお金を直にお賽錢に上げたらいゝのであるが、其時に又私はフト思出した、自分は今日貯金にする切手を一枚買つて置かなければ、明日學校へ行って先生に見せる事が出来ない、斯云ふ考を起したから投込みかけたが、イヤ今此一錢の金を投込まなくても、神様は別に貧乏といふ譯でないから困らるゝ事もあるまい、今日のお賽錢は次の折迄待つてもらひませう、併し之で只歸つてはお父さんやお母さんにも叱られる、又神様に對しても濟まぬと思ひましたから、私は能く／＼神様にお断りをして槍を持って家へ歸つた事があります、然ういふやうに私は實際子供の時分に神様に借金迄もして貯金をした事があります、斯云ふやうに子供に對して強いて毎日一錢づゝの貯金をさせやうとすると、子供も非常に苦しんで、人に虚言をいつて迄も……人から惠んでもらつた金を、其方

へは使はないで、また神様には殆ど虚言のやうな借金をして迄も貯金をせねばならんといふ事になります、それであるから或る程度迄は子供に貯金をさせる事は宜しいが、餘り強制的に毎日貯金をさせるといふ事は面白くないやうに思ひます、貯金と云つても子供の貯金は初めは極僅かなものであるが夫が段々重つて行くうちには大きくなるのみならず、年を取るに従つて種々な歴史が貯金帳の上に遺される、自分の何ういふ時代に何ういふ事があつて貯金をした、之は何所の叔母さんにもらつた金であつた、之は母から斯云ふ時分にもらつた金であつた、之は父から褒美にもらつた金であつたといふやうに、貯金帳を見る度毎に自分の幼い時代の事があり、く目の前に現はれるものであります、それであるから子供の貯金といふ事は種々な方面に於て利益のあるものであります

サテ主人が貯金をする、おかみさんは台所の方からも絞り出して貯金をする、子供も楽しんで貯金をするといふと、其所に使はれて居る下女や小僧迄も夫を見倣つて貯金をするやうになるのであります、然らば其下女や小僧は何うしたらば貯金をする事が出来るかといふと、下女下男のやうな人に使はれて居る者は、食べる物、着る物観るもの杯に付て一層節約して貯金をせねばならん、斯云ふと下女下男の人を悪く云ふやうであるが、下女や小僧のやうな人は餘り好い衣服杯を着ると、人から悪く云はれても決して褒められるものでない、餘所に雇はれて居る人達は、自分の身分相應の物を着て、身分相應の物を食べて餘つた所を貯金せねばならん、例へば下男が月に三度位も今市へ往て演劇を観たからと云つて、人は少しも偉いと云つて褒めて呉れない、使つて居る人から云へば害がある、家へ歸ても暇さへあれば聲色でも使つて役者の真似をして見たりするやうになる、下女は今度奥さんが好

い半襟を買つたから私もあれを買ひませう、今年はお奥さんは白いのを買つた、去年は青を買つたが私も今年はお白いのを買ひませうといふやうに奥さんと下女が流行の競争をする、そんな事では何時迄経つても金は溜るものでない、或る所では何うも下女は鬍形の競争だけは出来ないから、其方の金は貯金をしたといふ……それで下女の貯金は何うなるかといふと、お嫁入りの仕度にする、豫てより今日は五錢明日は三錢と、着たい物も我慢をし、食ひたい物も辛抱し、観たいと思ふものも観ないで節約をした、其効果は聽て華かな婚禮の時分の衣裳となるのであります、昔はお嫁さんに行くに無くてならぬ物は箆笥や長持であつたが、是から後ちお嫁に行くに一番大切なものは貯金帳といふことになるであらうと思ひます、平常下女下男をして居る時分から貯金といふ精神を養つて置けば假令事實澤山な貯金を有つて居ないでも、箆笥、長持は有つて居ないでも、貯蓄心のある者であれば聽て一家を経営すれば其人に依て立派な家庭をつくる事が出来ると思ひます、金其ものは積んで居ないでも貯金をするといふ習慣を養つて居りますから、其精神を以て家政を整理して行けば必ず其家は繁昌するに決つて居る、又一方下男にしても丁稚にしても、豫て貯金をして置けば詰りお嫁をもらふ時分の費用に充てる事が出来る、殊に今後世の中が進んで行くに従つては、何うしても生存競争が激しくなつて來ますから、一方金といふ背景を要する嫁取りの事杯は自然時期が後れて來る、先づ嫁を取るよりも男子は先に家を建てなければならん、貯金をして居れば只家を建てるのみならず家業の要具である所の鍬と爲り、鋤と爲り、將又地面となつて、其家を興す所の土台となるのである、箇様にして築き上げられたる家は、自分が平常貯蓄をするといふ考が本となつて出來て居るのであるから、柱も只家

を支えられるだけの柱、屋根も雨が漏らないといふ程度にして出来て居る、然うして家を興し、身を立  
て、行く、下男は先づ箇様にして家を造る爲に貯金をする、下女は嫁入をする爲に貯金をするといふ  
ことになります

先程以來申しましたやうに、一家中主人も妻も子供も、下女も下男も皆な舉つて貯金をすることにな  
りますが、茲にモウ一つ申上げて置かねばならんのは老人の貯金である、何うも年寄りの貯金とい  
ふ事が行はれにくいやうです、尤人間は突然に老人になるものでない、若い時分から貯金をして置  
けば宜いが……何うも世の中を見ますに老人と貯金との關係が餘り深くないやうである、ナセかとい  
ふと、先程身体の健康の事を云つた時分にも申しましたやうに、自分はモウ六十である、人生五十年  
とすれば十年分は先の命をもらつて居る、モウ貯金杯をする必要はない、貯金どころでない、あつた  
金は使ひませうと云つて、今度はソロ／＼貯金を引出す方になります、然うして世の中に悪い考を有  
つた人は、貯金をして置く、孫がもらひに来る、姪がセアツテ往つて了う、夫よりも自分の食ひた  
い物を食つたり觀たい物でも觀て置けば、冥土へ往ても思ひ残すことはない、冥土へは一文も有たず  
に行くからと云つて皆な使つて了う、併し然ういふ人は又困ることがある、夫は「地獄の沙汰も金次第  
」と云ふから、地獄へ往つても金がないと困る……金が無いと或は三途の渡しでは一番後に廻はさ  
れるかも知れん……尤極樂へ行く人はいゝさうですが……之は戯談ですが、兎に角老人の貯金といふ  
事は最も必要であります、一家のうちで主人の貯金が必要であるから老人は家内中に先立つて貯金を  
して呉れないと、他の人が之に見倣うことが出来ません、お祖父さんが先づ貯金をして居つて、孫杯

を集めて、貯金は斯云ふやうにしてせねばならん、貯金をして置くのは單に自分の爲め斗りでない、  
此國の爲を思ひ、縣の爲を思ひ、村の爲を思つて見ると、貯金といふものは何うしてもして置かねば  
ならん、然うしてお前等は幸ひに財産家のうちに生れて居つて何にとて不自由はないが、子供は決し  
て好い衣服を着たり、好い物を食べたりしてはならぬ、今は木綿の衣服で辛抱して置きなさい、不味  
い物でも我慢をして置きなさいと云つて子供等を教育して行かねばならん、ところが世の中を觀ます  
といふと、何うも財産家の子供は財産家の子供として育て上げるやうな傾がある、外へ出るにも雨で  
も降れば直にお抱えの俵で行く、財産家の子供と云へば斯云ふやうな悪い習慣をつくつて居る者が多い、  
詰り子供を財産家の子供として育て、行くからいけない、是から後の世の中は、どんな財産家の子供  
でも、一般に人間の子供として育て、行かねばならん、人間の子供として育て、行くには大体に於て  
育方は一樣であるべき筈である、此子は大将の子であるから必ず其子も大将に成る譯でない、百姓の  
子は必ず百姓で終るべきものでない、百姓の子でも總理大臣になる、デあるから子供を育てるには人  
間の子供として躰をして行けば宜しい、大家名門より悪少年放蕩息子を出すといふのも一は子供の時  
分からの躰が悪いからであります、然ういふやうにしてお祖父さんは孫を集めて、お前等は人間の子  
供として育て、行くのであるから、何事にも辛抱して貯金をして置かねばならんといふやうに教育を  
して行く必要があります、ところが子供の間はお祖父さんの云ふ事も聞きますが、少し年を取るとお  
祖父さんの云ふ事も却々聞かない、それであるから老人も只口先斗りでなく「請ふ隗より始めよ」で、

子供や孫に貯金を奨めるには先づ自分が貯金をして居らねばならん、然うでない、飲酒家が禁酒を説くのと同じ事で、何等の効力もないのであります

以上述べました所に於て、皆さんの一家のうちで主人を始め細君も子供も、下女下男の傭人に至る迄各々貯金の仕方について、何ういふ方法に依て貯金をして行くかといふ事を一通り承知下さつたことであらうと思ひますが、尙之を引つ括るめて申しますと、多く世間で、何うも貯金が出来ないと云ふ家は何ういふ原因かと云ふと、入つて来る金を規律を立て、旨く整理して行かないからであると思ひます、一体金を蓄えるには、一番先に、自分の家は儉約をすればそれだけで生計が立つて行けるかといふ事を決めて置て、それから入つて来る金に依て其方針を立て、行く、例へば今月は百圓貰う夫を標準として一家の暮しを立て、行く、来月は百二十圓入る夫に依て又一家の暮しを立て、行くといふやうにするから何時迄経つても貯金が出来ない、貯金を勵行しやうと思へば今月は百圓の内五十圓で暮しをした、来月百二十圓入る内又五十圓で暮しを立て、其次も亦五十圓で暮しを立てるといふやうにすれば間違ひなく貯金といふものが出来ず、併し世の中といふものは然う理窟一片では行けない事もありませう、私達が云ふと動もすれば極端に成り勝であります、兎に角假令一圓二圓でも積んで行けば知らず識らずの間に大きな貯金が出来ず、金は恰も「エム」のやうなものである、ナセであるかと申しますと茲に一筋の「ゴム」糸があるとする、「エム」は御承知の通り引つ張ると長くなるが、放せば元の通りに短くなる、併し長くなり短くなる間に「エム」其物の目方に變りはない、一家のうちで金を使う上に於きましても、其使方に依ては同じ額の金でも(手を以て長さを示して)是丈けにも使え

るが、また是丈けにも使うことが出来るのであります、少し話が傍道に入つたやうですが、然ういふ事になるかと思ひます

それでは、一家の主人が果して一番餘計貯金をして居るか、細君が一番餘計貯金をして居るか、子供が一番餘計貯金をして居るかを申しますと、茲に斯云ふ半圓形の圖が一つあります、此上に又斯云ふ半圓形のものが上に載せてあることになつて居ります、兼川郡の貯金額は全縣下の貯金額の六分の一になつて居ります(圖に就て説明せらる)然うすると島根縣全体の内で以て何ういふ部類の人が一番餘計貯金をして居るか云ふと……此左の端に在るのが産業組合に於ける貯金額である、次は單獨の勤儉貯蓄組合に於ける額である、此方は學校に於ける貯金、次は在郷軍人分會、次が青年會、婦人會、次は其他の各種の団体であります、農會もありませうし、自治會もありませうが之を一目しまして、島根縣の内で以て一番餘計貯金をして居るのは單獨の勤儉貯蓄組合である、乍併此内には男子も在り女子もあり、或は年を取つた者若い者種々な者もありますから従つて此方が非常に多い譯であります之を年齢別に畧々比較して見ますと、學校と在郷軍人分會と青年會と婦人會とであります、學校は子供の方で全体に於て是丈けあります、在郷軍人分會は壯年時代の人であるが、其方は之だけある、青年會の方は學校を出てから二十五才迄の人間の貯金をした額であつて之だけあります、婦人會といふ方は大抵處女會ださうでありますから學校を出てから未だ人の妻となつて居らぬ位の人の貯金額である、此四つを比較して見ますといふと、此内で一番多いのは在郷軍人分會であつて、次の青年會と婦人會とは同じ額の貯金をして居る、一番少いのは學校の生徒の方である、之は貯金の額の上から

申したのであるが、吾々統計家としては、是だけで以て直に軍人會が多い青年會が多いといふ斷定は下しません、ナセならば學校で以て子供が貯金をするのは極僅かな金であるから無論然う大いした金にはなりません、在郷軍人分會の方は一人當りの額が多いから大きくなつて居る、青年會、婦人會は年も同じ位であるから矢張同じ金額を預入れるといふ事がハッキリ分ります、此四つを比較して誰が一番多く貯金をして居るかと思します、私の考では……総額の上では在郷軍人分會であるが人の上では學校の方が一番多いでないかと思ひます、それから話が廻りますが世の中が開ければ開ける程所謂文化時代になりますといふと、貯蓄銀行に預ける額が段々殖えて行く、之が反對である場合には郵便貯金の方が多いといふ事を申しましたが、此學校と在郷軍人分會と青年會と婦人會との四階級の比較に於て、この方が文明の程度に多く達して居るかといふ事が分ります、此圖は各團體の中で學校と在郷軍人分會と青年會と婦人會とを別にしたものでありますが、是等のものが銀行へどの位預入れるか、郵便貯金にして居るのはどの位であるかといふ事を一々比較して見たものでありますが、箇様にして見ますと、一番文化の程度の高いのは先程の理窟で云ふと、青の多い所であると申さねばならん、然うすると婦人會が一番青が多い、詰り婦人會は比較的頭が開けて居るといふ事が數の上で現はれて居る、其次は在郷軍人分會と學校であります、青は青年會が一番多い位置になつて居ります、之は數の上の話であります、乍併之も統計家として更に冷靜な考を以つて見ますといふと、果して之が文化の程度が高いかと思しますと、然うでない、人間といふものは男女の性質に依て異なるもので、御存じの通り郵便貯金になると安全ではあるが利子が非常に少い、所が一方銀行になると利子は郵便

貯金よりも多いが不安全である、之は女の方に對して云つては悪いか知らんが、女といふものは先づ早く金を握りたいといふのが女の人情である、それであるから少し位は道は遠くても銀行へ金を預入れば早く金が大きくなると思ふ、所が男子の方は然うでない、殊に學校あたりでは金高も少いので然ういふ利害關係もないからではあるが、學校では先づ自分の學校の所在地より一番近い所の郵便局に持つて行きて預ける、子供杯の頭には利子の多少といふやうな、ろんな緻密な考は有たないが、一方は少しでも早く金を大きくしやうといふ考から然ういふやうに岐れるのであります、婦人會は斯云ふ關係で銀行の方が多いといふ事は私が男子であるが故に婦人を抑えたやうであるが、私のみならず之は一般の定説であります、是等の階級に於きましても殊に青年會婦人會といふ方は、上の方に後れずして尙下の方を指導する地位に居るのでありますから一層進んで貯金をする必要がある、タトヒ金額は現在少くても貯蓄思想といふものを盛に養成して、先きの者に後れないやうに、後の者に負けないやうにして行きましたならば、簸川郡あたりは縣下の平均以上になる事は朝飯前の事と思ひます、未だ他に統計圖を持つて來て居りますが、然う長くお話をしても實際のない事でありませうから先づ此位に止めて置きますが、それで私の話は統計上より見たる貯金の趨勢と申すのであります、餘り専門的の話をしましても、自分の話方がまづい爲に徹底せぬかと思ひますので、統計といふ方の事は僅に話の間に挿んで申し上げた譯であります、乍併之を見ましても統計といふものは争はれぬものである、統計の上に現はれた數字は斯く迄に種々な方面の材料になるのであるから、今後統計の材料は可成精確に、可成正直に出さねばならぬといふ覺悟を有つていただきたいのであります、貯金の事を申



一三二

上げる際に統計の事をお願いするのにも變であります、之は私の立場として特にお願ひして置きます以上申しました事に於て、今日私がお話したいと思ひました事の大体は盡きたのでありますが、實は私共は斯云ふ貯蓄の事に付てお話しする資格は有ちませんが、只自分として申上げて宜しいと思ひますのは、旅行貯金等に付ても是迄永く實行して居りまして、僅かづつにても貯蓄をしたいと思ひますだけは自分としても常に有つて居る考であります、今日は至て散漫なるお話に了つたのでありますが要するに將來世の中が開ければ開ける程一層金といふもの、必要を適切に感ずるやうになつて、何事をするにも此人差指と親指とを合せた物が(指で丸を示して)銘々の懐に蓄えられて居らねばならん、夫は奈良の大佛様が、之を呉れぬか呉れねば打つぞと被仰つた、否な之を溜めろと被仰つたといふ事を今日の話の最後の結びとして……大佛様も貯金をせよと被仰つた、之は私の話でない之に背けば極樂には行けないぞ……今日私が長谷の大佛様を背景として皆さんに貯金のお勧めをしたといふ事だけを御記憶になるやうに願つて置きます(終)

大正十年六月十二日印刷發行

## 島根縣簸川郡役所

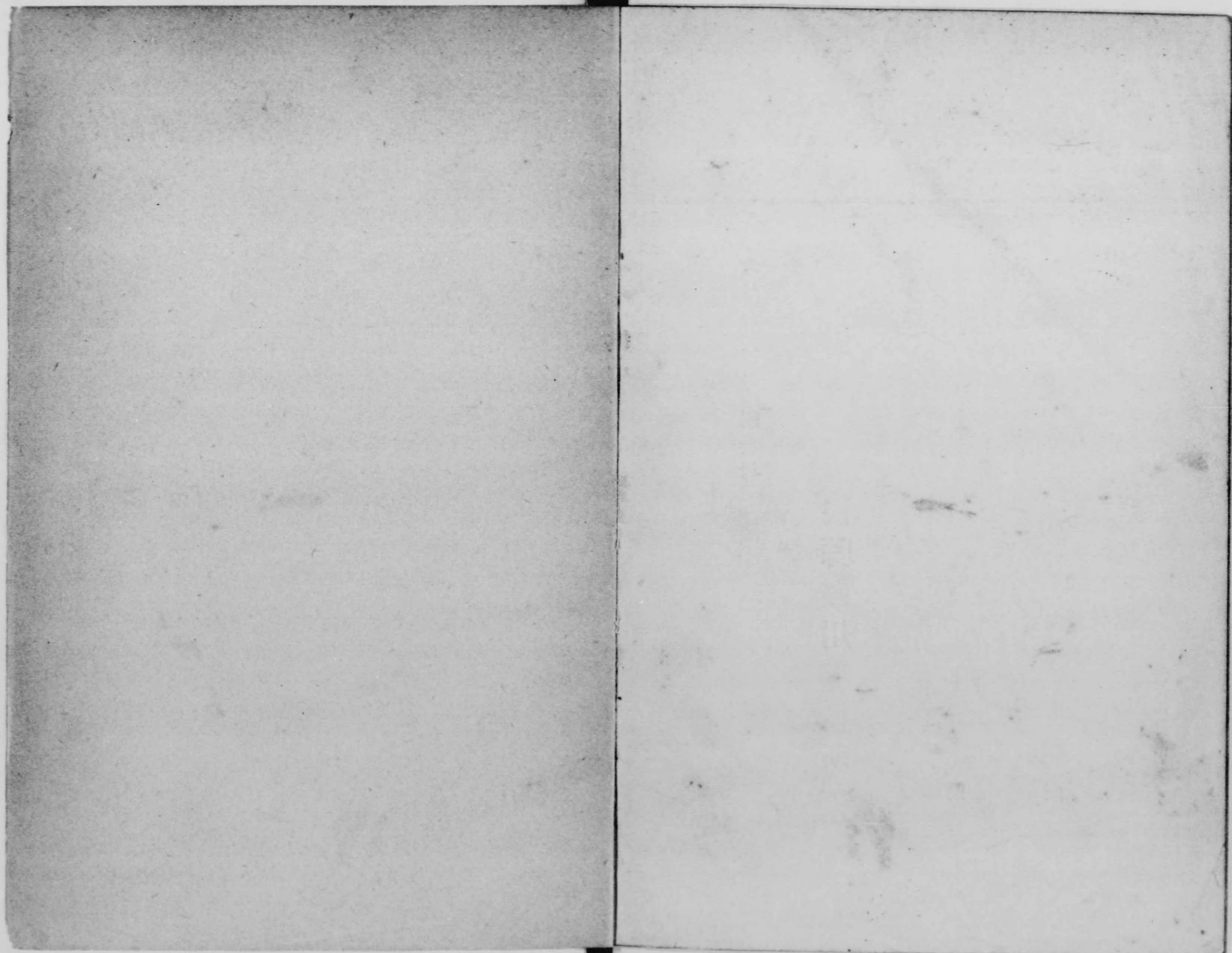
島根縣簸川郡今市町六百八拾八番地

印刷者 武 永 貞 助

島根縣簸川郡今市町六百八拾八番地

印刷所 明文舎活版所

378  
199



378  
199

終